個人情報の保	護に関する指針	解説			
新	旧	新	Iβ		
(目 的)	(目 的)				
第1条 本指針は、個人情報の保護に関する法律	第1条 本指針は、個人情報の保護に関する法律	(1)本指針は、 保護法第54条 の規定に基づき作成した	(1)本指針は、 保護法第53条 の規定に基づき作成した		
(平成15年法律第57号。以下「保護法」という。)、	(平成15年法律第57号。以下「保護法」という。)、	指針であり、正会員が行う運用・直接募集業務等に	指針であり、正会員が行う運用・直接募集業務等に		
個人情報の保護に関する法律施行令(平成15年	個人情報の保護に関する法律施行令(平成15年	おける個人情報の適正な取扱いを確保するため、正	おける個人情報の適正な取扱いを確保するため、正		
政令第507号。以下「施行令」という。)、個人	政令第507号。以下「施行令」という。)、個人	会員が遵守すべき事項及び必要な措置等について、	会員が遵守すべき事項及び必要な措置等について、		
情報の保護に関する法律施行規則(平成28年個	情報の保護に関する法律施行規則(平成28年個	正会員の業務の実情に即して定めるものである。	正会員の業務の実情に即して定めるものである。		
人情報保護委員会規則第3号。以下「施行規則」	人情報保護委員会規則第3号。以下「施行規則」	(2)~(5) (略)	(2)~(5) (同 左)		
という。)、個人情報の保護に関する基本方針	という。)、個人情報の保護に関する基本方針	(6)正会員は、金融分野GL及び金融分野実務指針は、	(6) (同 左)		
(平成16年4月2日閣議決定)、個人情報の保	(平成16年4月2日閣議決定)、個人情報の保	通則GLを基礎とした上で、金融分野の個人情報の			
護に関する法律についてのガイドライン(通則	護に関する法律についてのガイドライン(通則	性質及び利用方法に鑑み、個人情報の取扱いに関し			
編)(平成28年個人情報保護委員会告示第6号)、	編)(平成28年個人情報保護委員会告示第6号)、	て、金融分野における個人情報取扱事業者に特に厳			
同ガイドライン(外国にある第三者への提供編)	同ガイドライン(外国にある第三者への提供編)	格な措置が求められる事項等を規定しており、金融			
(平成28年個人情報保護委員会告示第7号)、	(平成28年個人情報保護委員会告示第7号)、	分野GL及び金融分野実務指針において特に定めの			
同ガイドライン(第三者提供時の確認・記録義	同ガイドライン(第三者提供時の確認・記録義	ない部分については、通則GL等が適用されること			
務編) (平成28年個人情報保護委員会告示第8	務編)(平成28年個人情報保護委員会告示第8	に留意を要する。また、金融分野GLにおいて、以			
号)、同ガイドライン(<u>仮名加工情報・</u> 匿名加	号)、 <u>及び</u> 同ガイドライン(匿名加工情報編)	下のように記載されていることにも留意が必要であ			
工情報編)(平成28年個人情報保護委員会告示	(平成28年個人情報保護委員会告示第9号)	る。			
第9号) <u>及び同ガイドライン(認定個人情報保</u>	金融分野における個人情報保護に関するガイド	① (略)	① (同 左)		
護団体編)(令和3年個人情報保護委員会告示	ライン(平成29年個人情報保護委員会・金融庁	② 「こととする」、「適切である」及び「望ましい」	② 「こととする」、「適切である」及び「望ましい」		
第7号) 並びに 金融分野における個人情報保護	告示第1号)及び金融分野における個人情報保	と記載されている規定に従わない場合には、直ちに	と記載されている規定に従わない場合には、直ちに		
に関するガイドライン(平成29年個人情報保護	護に関するガイドラインの安全管理措置等につ	法の規定違反と判断されることはないが、金融分野	法の規定違反と判断されることはないが、金融分野		
委員会・金融庁告示第1号)及び金融分野にお	いての実務指針(平成29年個人情報保護委員	における個人情報の性質及び利用 <u>方法</u> に鑑み、正会	における個人情報の性質及び利用に鑑み、正会員に		
ける個人情報保護に関するガイドラインの安全	会・金融庁告示第2号)等(以下「個人情報の	員には厳格な措置が求められている。	は厳格な措置が求められている。		
管理措置等についての実務指針(平成29年個人	保護に関する法令等」という。)を踏まえ、一	(7) この解説において、個人情報に関連するガイドラ	(7) この解説において、個人情報に関連するガイドラ		
情報保護委員会・金融庁告示第2号)等(以下	般社団法人投資信託協会(以下「本会」という。)	イン等の略称は以下による。	イン等の略称は以下による。		
「個人情報の保護に関する法令等」という。)	の正会員(定款第7条第1項第1号に定める正	①~③ (略)	①~③ (同 左)		
を踏まえ、一般社団法人投資信託協会(以下「本	会員をいう。以下同じ。)が行う投資運用業(金	④ 仮名加工・ 匿名加工G L	④ 匿名加工G L		
会」という。) の正会員(定款第7条第1項第	融商品取引法(昭和23年法律第25号。以下「金	個人情報の保護に関する法律についてのガイドラ	個人情報の保護に関する法律についてのガイドラ		
1号に定める正会員をいう。以下同じ。)が行	商法」という。) 第2条第8項第12号イ及び同	イン(仮名加工情報・ 匿名加工情報編)(平成28年個	イン (匿名加工情報編) (平成28年個人情報保護委員		
う投資運用業(金融商品取引法(昭和23年法律	項第14号に掲げる業務をいい、当該業務に付随	人情報保護委員会告示第9号)	会告示第9号)		
第25号。以下「金商法」という。) 第2条第8	する業務を含む。)及び委託者非指図型投資信	⑤~⑦ (略)	⑤~⑦ (同 左)		
項第12号イ及び同項第14号に掲げる業務をい	託に係る業務並びに受益証券等(受益証券(振	⑧ 補完的ルール	<u>(新 設)</u>		
い、当該業務に付随する業務を含む。)及び委	替投資信託受益権を含む。)、投資証券(振替	個人情報の保護に関する法律に係るEU域内から			
託者非指図型投資信託に係る業務並びに受益証	投資口を含む。)若しくは投資法人債券(振替	十分性認定により移転を受けた個人データの取扱い			

個人情報の保証	 蒦に関する指針	角军	説
新	旧	新	IΒ
券等(受益証券(振替投資信託受益権を含む。)、 投資証券(振替投資口を含む。)若しくは投資 法人債券(振替投資法人債を含む。)をいう。) に係る金商法第2条第8項第7号に掲げる業務 における個人情報の適正な取扱いの確保のため に、個人情報に係る利用目的の特定、安全管理 のための措置その他の事項を定めるとともに、 正会員が講ずべき具体的措置等を定めるもので ある。 2 正会員は、個人情報の漏えい、滅失又は毀損 等(以下「漏えい等」という。)を防止等する ため、個人情報の保護に関する法令等並びに関 係法令及びガイドライン等に従い、個人情報の 適正な管理体制を整備する必要がある。	その他の事項を定めるとともに、正会員が講ずべき具体的措置等を定めるものである。 2 正会員は、個人情報の漏えい、 <u>不正流出等</u> を防止等するため、個人情報の保護に関する法令	(略) [参照条文等] 保護法第1条、 <u>第128条</u> 、金融分野GL第 1条、番号法第4条	 ⑧ (同 左) 〔参照条文等〕保護法第1条、第60条 1条、番号法第4条
(定 義) 第2条 本指針において、次の各号に掲げる用語 の定義は、当該各号に定めるところによる。	(定 義) 第2条 (同 左)	本指針における用語定義は、保護法第2条各項、 第16条 各項、通則GL2及び金融分野GL第5条第1項の規定 に基づくものである。	本指針における用語定義は、保護法第2条各項、通則 GL2及び金融分野GL第5条第1項の規定に基づくも のである。
(1) (略)	(1) (同 左)	 (1) (略) (2)「特定の個人を識別することができるもの」に該当する例例えば、次のようなものが該当する。 ① 氏名が含まれる情報 ② 氏名は含まれていないものの、当該情報に含まれる個人別に付された番号、記号、画像、音声その他の情報により特定の個人を識別できる情報 ③ 当該情報のみでは識別できないが、当該情報に含まれる番号、記号その他の情報と正会員が保有する他の情報又は公開された情報をコンピュータ等による処理で照合することによって特定の個人を識別できる情報 (3) (略) 	 (同 左) (1) (同 左) (2)「特定の個人を識別することができるもの」に該当する例例えば、次のようなものが該当する。 ① 氏名が含まれる情報 ② 氏名は含まれていないものの、当該情報に含まれる個人別に付された番号、記号、画像、音声その他の情報により特定の個人を識別できる情報 ③ 当該情報のみでは識別できないが、当該情報に含まれる番号、記号その他の情報と正会員が保有する他の情報又は公開された情報をコンピューター等による処理で照合することによって特定の個人を識別できる情報 (3) (同 左)
(1の2) (略)	(1の2) (同 左)	1の2. (略)	1の2. (同 左)
(2) 個人情報データベース等 個人情報を含む情報の集合物であって、次	(2) (同 左)	2. 個人情報データベース等(第2号)(1)「個人情報データベース等」に該当する例	2. (同 左) (1) (同 左)

個人情報の				 解	説	
新		ΙĦ		新		IΞ
に掲げるものをいう。ただし、利用方法か	ò		例えば、	次のようなものが該当する。		
みて個人の権利利益を害するおそれが少な	1		1	(略)	1	(同 左)
ものを除く。			② コンピュ	<u>ータ</u> を用いていない場合であっても、五	② <u>コンピ</u> :	ューター を用いていない場合であっても、
イ 特定の個人情報をコンピュータを用い	て イ 特定の	の個人情報を <u>コンピューター</u> を用い	十音順に索	引を付して並べられた顧客カード等(第	五十音順	に索引を付して並べられた顧客カード等
検索することができるように体系的に構	戊 て検索	することができるように体系的に構	2号口)		(第2号)	1)
したもの	成した	<i>€</i> の	(2) • (3)	(略)	(2) • (3)	(同 左)
口 (略)	口	(同 左)	〔参照条文等〕	保護法第16条第1項、 番号法第2条、番	: 〔参照条文等] 保護法番号法第2条、番号法金融GL
			号法金融G	L1-(1)、通則GL2-4、国税通則法第74	1-(1)、通	則GL2-4、国税通則法第74条の13の3
			条の13の3			
(3) (略)	(3)	(同 左)	3. 個人データ	(第3号)	3.	(同 左)
			(1) • (2)	(略)	(1) • (2)	(同 左)
			〔参照条文等〕	保護法第16第3項 、通則GL2−6	〔参照条文等〕	保護法第2条 、通則GL2−6
(4) (略)	(4)	(同 左)	〔参照条文等〕	保護法第 16 条第 4 項 、通則GL2−5	〔参照条文等〕	保護法第2条 、通則G L 2−5
(5) (略)	(5)	(同 左)		(略)		(同 左)
(6) (略)	(6)	(同 左)	4. 保有個人デ	ータ (第6号)	4.	(同 左)
			(1) • (2)	(略)	(1) • (2)	(同 左)
			〔参照条文等〕	保護法第16条第4項 、通則GL2−7	〔参照条文等〕	保護法第2条 、通則GL2−7
イ・ロ (略)	イ・ロ	(同 左)	(3)	(略)	(3)	(同 左)
			〔参照条文等〕	保護法第16条第4項、施行令第5条、 通	[参照条文等]	保護法第2条、 通則G L2-7
			則G L 2-7			
ハ (略)	ハ	(同 左)	(4)	(略)	(4)	(同 左)
			〔参照条文等〕	保護法第16条第4項、施行令第5条 、通	[参照条文等]	保護法第2条、 通則G L 2-7
			則G L 2-7			
二 (略)	=	(同 左)	(5)	(略)	(5)	(同 左)
			〔参照条文等〕	保護法第16条第4項、施行令第5条、第	〔参照条文等〕	保護法第2条、施行令第4条、第5条 、通
			<u>6 条、</u> 通則	G L 2-7	則G L2-7	
(削 除)	ホ 6か	月以内に消去する(更新することは		_(削 除)_	〔参照条文等〕	保護法第2条、通則GL2-7
	<u>除く。)</u>	こととなるもの				
(7) (略)	(7)	(同 左)	5.	(略)	5.	(同 左)
(8)機微(センシティブ)情報	(8)機微(センシティブ)情報	6. 機微(セン	シティブ)情報(第8号)	6. 機微(セ)	ンシティブ)情報(第8号)
金融分野において、要配慮個人情報並び	金融分!	野において、要配慮個人情報並びに	本人、国の	機関、地方公共団体、 <u>学術研究機関等、</u>	本人、国の	D機関、地方公共団体、 <u>保護法第 76 条</u> 第 1
労働組合への加盟、門地、本籍地、保健医	寮 労働組合	への加盟、門地、本籍地、保健医療	保護法第57条	達 第1項各号若しくは施行規則第6条各号	・「項各号若しく	くは施行規則第6条各号に掲げる者により
及び性生活(これらのうち要配慮個人情報	こ 及び性生活	舌 (これらのうち要配慮個人情報に	に掲げる者に	より公開されているもの、又は本人を目	公開されてい	いるもの、又は本人を目視し、若しくは撮
該当するものを除く。)に関する情報(本力	.、 該当する	ものを除く。)に関する情報(本人、	視し、若しく	は撮影することにより取得するその外形	影することに	により取得するその外形上明らかなものに
国の機関、地方公共団体、 学術研究機関等(大 国の機関、	地方公共団体、 保護法第76条 第1	上明らかなも	のについては、法令上は要配慮個人情報	りついては、注	法令上は要配慮個人情報に該当する場合で
学その他の学術研究を目的とする機関若し	〈 項各号若	しくは施行規則第6条各号に掲げる	に該当する場	合であっても、機微(センシティブ)情	あっても、柞	幾微(センシティブ)情報には含まれない
は団体又はそれらに属 する者をいう。以下	<u>もの</u> によ	り公開されているもの、又は本人を	報には含まれ	ないことに留意する。	ことに留意っ	する。

個人情報の保護		角军	説
新	旧	新	旧
<u>じ。)、保護法第57条</u> 第1項各号若しくは施	目視し、若しくは撮影することにより取得す	〔参照条文等〕金融分野GL第5条	〔参照条文等〕金融分野GL第5条
行規則第6条各号に掲げる <u>者</u> により公開され	るその外形上明らかなものを除く。)のこと		
ているもの、又は本人を目視し、若しくは撮	をいう。		
影することにより取得するその外形上明らか			
なものを除く。)のことをいう。			
(9) 仮名加工情報	_(新 設)_	7. 仮名加工情報(第9号)	<u>(新 設)</u>
個人情報の区分に応じて定められた措置を 講		(1)「個人情報の区分」とは以下に掲げる区分であり、そ	
じて他の情報と照合しない限り特定の個人を識別		れぞれの区分に定める措置を講 じて、他の情報と照合	
<u>することができないように個人情報を加工して得</u>		しない限り特定の個人を識別できないように個人情報	
<u>られる個人に関する情報をいう。</u>		を加工して得られた個人に関する情報が仮名加工情報	
		<u>に該当すると考えられる。</u>	
		① 保護法第2条第1項第1号に該当する個人情報 当該	
		情報に含まれる記述等の一部を削除する(当該一部の	
		記述等を復元することのできる規則性を有しない方法	
		により他の記述等に置き換えることを含む。)	
		② 保護法第2条第1項第2号に該当する個人情報 当該	
		情報に含まれる個人識別符 号の全部を削除する(当該	
		個人識別符号を復元することのできる規則性を有しな	
		い方法により他の記述等に置き換えることを含む。)	
		(2) 仮名加工情報を作成する場合は、保護法、施行規則	
		及び仮名加工・匿名加工GLに従った対応が必要とな	
		る。なお、「仮名加工情報を作成する」とは、仮名加工	
		情報として取り扱うために施行規則第 31 条で定める	
		基準に従い作成することをいう。	
		[参照条文等]保護法第2条、施行規則第18条の7、通	
		<u>則GL2-10、仮名加工・匿名加工GL2-1、 2-2</u>	
<u>(10)</u> 匿名加工情報	<u>(9)</u> 匿名加工情報	<u>8</u> . 匿名加工情報(<u>第 10 号</u>)	<u>7.</u> 匿名加工情報(第9号)
個人情報の区分に応じて定められた措置を講	<u>個人情報を</u> 個人情報の区分に応じて定めら	(1) 「個人情報の区分」とは以下に掲げる区分であり、	(1) <u>以下に掲げる</u> ものが匿名加工情報に該当すると考
じて特定の個人を識別することができないよう	れた措置を講じて特定の個人を識別すること	それぞれの区分に定める措置を講じた ものが匿名加	えられる。
に <u>個人情報を</u> 加工して得られる個人に関する情	ができないように加工して得られる個人に関	工情報に該当すると考えられる。	
報であり、当該個人情報を復元して特定の個人	する情報であり、当該個人情報を復元して特	① 保護法第2条第1項第1号に該当する個人情報	① 「当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記
を再識別することができないようにしたものを	定の個人を再識別することができないように	「当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述	述等により特定の個人を識別できるもの(他の情報
いう。	したものをいう。	等により特定の個人を識別できるもの(他の情報と	と容易に照合することができ、それにより特定の個
		容易に照合することができ、それにより特定の個人	人を識別することができることとなるものを含
		を識別することができることとなるものを含む。)」	む。)」である個人情報の場合には、特定の個人を識
		である個人情報の場合には、特定の個人を識別する	別することができなくなるように当該個人情報に含
		ことができなくなるように当該個人情報に含まれる	まれる氏名、生年月日その他の記述等を削除したも

個人情報の保護に	こ関する指針	解說		
新	旧	新	IE	
		氏名、生年月日その他の記述等を削除したもの	Ø	
		② 保護法第2条第1項第2号に該当する個人情報	② 「個人識別符号が含まれる」個人情報の場合には、	
		「個人識別符号が含まれる」個人情報の場合には、	当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を特定	
		当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を特定	の個人を識別することができなくなるように削除し	
		の個人を識別することができなくなるように削除し	たもの	
		たもの		
		※ 「特定の個人を識別することができる」とは、	※ 「特定の個人を識別することができる」とは、	
		情報単体又は複数の情報を組み合わせて保存され	情報単体又は複数の情報を組み合わせて保存され	
		ているものから社会通念上そのように判断できる	ているものから社会通念上そのように判断できる	
		ものをいい、一般人の判断力又は理解力をもって	ものをいい、一般人の判断力又は理解力をもって	
		生存する具体的な人物と情報の間に同一性を認め	生存する具体的な人物と情報の間に同一性を認め	
		るに至ることができるかどうかによるものをい	るに至ることができるかどうかによるものをい	
		う。	う。	
		(2) 匿名加工情報を作成する場合は、保護法及び <u>仮名</u>	(2) 匿名加工情報を作成する場合は、保護法及び匿名	
		<u>加工・</u> 匿名加工GLに従った対応が必要となる。な	加工GLに従った対応が必要となる。なお、「匿名加	
		お、「匿名加工情報を作成する」とは、匿名加工情報	工情報を作成する」とは、匿名加工情報として取り	
		として取り扱うために作成することをいう。例えば、	扱うために作成することをいう。例えば、安全管理	
		安全管理措置の一環として氏名等の一部の個人情報	措置の一環として氏名等の一部の個人情報を削除	
		を削除(又は他の記述等に置換え)したうえで、引	(又は他の記述等に置換え)したうえで、引き続き	
		き続き個人情報として取り扱う場合(加工元の個人	個人情報として取り扱う場合(加工元の個人情報を	
		情報を復元する場合を含む。)、あるいは統計情報を	復元する場合を含む。)、あるいは統計情報を作成す	
		作成するために個人情報を加工する場合等について	るために個人情報を加工する場合等については、「匿	
		は、「匿名加工情報を作成する」ときに該当しない。	名加工情報を作成する」ときに該当しない。	
		〔参照条文等〕保護法第2条、 <u>通則GL2−12</u> 、 <u>仮名加工・</u>	[参照条文等] 保護法第2条、 通則GL2-8 、匿名加工 <u>G</u>	
		匿名加工 <u>G L3−1</u>	<u>L 2-1</u>	
(11) 個人関連情報	_(新 設)_	9. 個人関連情報	_(新 設)_	
生存する個人に関する情報であっ て、 個		個人関連情報に該当するものの具体例(※)		
人情報、仮名加工情報及び匿名加工情報のい		(1) Cookie 等の端末識別子を通じて収集された、あ		
ずれにも該当しないものをいう。		<u>る個人のウェブサイトの閲覧履歴</u>		
		(2) 特定の個人を識別できないメールアドレス		
		(abc_123@example.com など) に結び付いた、ある個		
		人の年齢・性別・家族構成等		
		(3) ある個人の商品購買履歴・サービス利用履歴		
		<u>(4) ある個人の位置情報</u>		
		(5) ある個人の興味・関心を示す情報		
		※個人情報に該当する場合は、個人関連情報に該当し		
		ないことになる。例えば、一般的に、ある個人の位		

個人情報の保証	- 	解	説
新	旧	新	旧
		置情報それ自体のみでは個人情報には該当しないも	
		<u>のではあるが、個人に関する位置情報が連続的に蓄</u>	
		積される等して特定の個人を識別することができる	
		場合には、個人情報に該当し、個人関連情報には該	
		当しないことになる。	
		〔参照条文等〕保護法第2条、通則GL2-8、3-7	
(12) 個人関連情報データベース	_(新 設)_	〔参照条文等〕保護法第 16 条第 7 項、通則G L 2-9	_(新 設)_
個人関連情報を含む情報の集合物であっ			
て、次に掲げるものをいう。			
イ 特定の個人関連情報をコンピュータを用い			
て検索することができるように体系的に構成			
<u>したもの</u>			
ロ イに掲げるもののほか、個人関連情報を一			
定の規則に従って整理することにより特定の			
個人関連情報を容易に検索することができる			
ように体系的に構成したものであって、目次、			
索引、符号等により容易に検索可能な状態に			
<u>置かれているもの</u>			
(利用目的の特定)	(利用目的の特定)	(略)	(同 左)
第3条 (略)	第3条 (同 左)	〔参照条文等〕 保護法第17条 、金融分野GL第2条、番	〔参照条文等〕 保護法第15条 、金融分野GL第2条、番
2 · 3 (略)	2 (同 左)	号法金融G L 1-(1)、通則G L 3-1-1、3-1-2	号法金融G L 1-(1)、通則G L 3-1-1、3-1-2
4 正会員は、利用目的を変更する場合には、保	4 正会員は、利用目的を変更する場合には、保		
護法第17条第2項に定める「変更前の利用目的	護法第15条第2項に定める「変更前の利用目的		
と関連性を有すると合理的に認められる範囲」	と関連性を有すると合理的に認められる範囲」		
を超えてはならない。	を超えてはならない。		
(「同意」の形式)	(「同意」の形式)	(略)	(同 左)
第4条 正会員は、次条、第13条、第13条の2及	第4条 正会員は、次条、第13条 <u>及び</u> 第13条の2	〔参照条文等〕 <u>通則GL2-16</u> 、金融分野GL第3条	〔参照条文等〕 <u>通則GL2-12</u> 、金融分野GL第3条
び第13条の5(正会員が個人関連情報取扱事業	に定める本人の同意を得る場合には、原則とし		
者から同条の規定による個人関連情報の提供を	て、書面(電磁的記録を含む。以下同じ。)に		
受けて個人データとして取得する場合に限る。)	よることとする。		
に定める本人の同意を得る場合には、原則とし	なお、本人が未成年者、成年被後見人、被保		
て、書面(電磁的記録を含む。 <u>第15条を除き、</u>	佐人及び被補助人であって、個人情報の取扱い		
以下同じ。)によることとする。	に関して同意したことによって生ずる結果につ		
なお、本人が未成年者、成年被後見人、被保	いて判断できる能力を有していない場合など		
佐人及び被補助人であって、個人情報の取扱い	は、親権者や法定代理人等から同意を得る必要		
に関して同意したことによって生ずる結果につ	がある。		
いて判断できる能力を有していない場合など			

	個人情報の保証	獲に関する指鈕	†		解	説	
	———————————— 新		旧		新		旧
は、親権者	ずや法定代理人等から同意を得る必要						
がある。							
(利用目的に	こよる制限)	(利用目的は	こよる制限)	(1)	(略)	(1)	(同 左)
第5条	(略)	第5条	(同 左)	〔参照条文等〕 <u>保</u>	嬳法第 18 条 、通則G L 3-1-3	〔参照条文等〕 保	護法第16条 、通則GL3-1-3
2	(略)	2	(同 左)	(2) • (3)	(略)	(2 • (3)	(同 左)
				〔参照条文等〕 保 記	隻法第18条 、通則GL3-1-4、番号法負	第 [参照条文等] 保	護法第16条 、通則GL3-1-4、番号法第
				9 条、 第30条 第	第2項 、番号法金融GL1-(1)	9条、 第30条	第3項 、番号法金融GL1-(1)
3 前2項に	は、次に掲げる場合については適用し	3	(同 左)	(4)	(略)	(4)	(同 左)
ない。				〔参照条文等〕 <u>保</u>	嬳法第18条 、番号法第9条、番号法会	€ [参照条文等] 保	養護法第16条、番号法第9条、番号法金
				融G L 1-(1)		融G L 1-(1)	
(1)	(略)	(2)	(同 左)	(5)	(略)	(5)	(同 左)
				〔参照条文等〕 保討	隻法第18条 、通則GL3-1-5	〔参照条文等〕 保	<u>護法第 16 条</u> 、通則G L 3−1−5
(2)	(略)	(2)	(同 左)	(6)	(略)	(6)	(同 左)
				〔参照条文等〕 保	嬳法第18条 、通則GL3-1-5	〔参照条文等〕 保	護法第16条 、通則GL3-1-5
(3)	(略)	(3)	(同 左)	〔参照条文等〕 保設	養法第 18 条 、通則G L 3-1-5	〔参照条文等〕 保	護法第 16 条、通則G L 3-1-5
(4)	(略)	(4)	(同 左)	(7)	(略)	(7)	(同 左)
				〔参照条文〕 保護法	生第18条 、金融分野GL第4条、通則(G [参照条文] 保護	法第16条、金融分野GL第4条、通則G
				L 3-1-5		L 3-1-5	
(5)学術研	f究機関等に個人データを提 供する場		(新 設)	(8) 具体的活動。	としての「学術研究」としては、新	_	_(新 設)_
合であって	て、当該学術研究機関等が当該個人デ			い法則や原理の	の発見、分析や方法		
<u>ータを学術</u>	所研究の用に供する目的 (以下「学術			論の確立、新し	しい知識やその応用法の体系化、先幼	<u> </u>	
研究目的」	という。) で取り扱う 必要があると			的な学問領域の	の開拓などをいう。なお、製品開発を	<u> </u>	
き (当該個	<u> 固人データを取り扱う目的の一部が学</u>			目的として個人	<u>人情報を取り扱う場合は、当該活動は</u>	<u> </u>	
術研究目的	りである場合を含み、個人の権利利益			学術研究目的 3	<u>とは解されない。</u>		
を不当に侵	<u> きまするおそれがある場合を除く。)。</u>			[参照条文] 保護法	<u> </u>	<u> </u>	
				<u>L第4条、通</u>	<u> 側GL2-18、2-19、3-1- 5)</u>		
	(シティブ) 情報の取扱い)		/シティブ) 情報の取扱い)				
	会員は、機微(センシティブ)情報に	第6条	(同左)	(1) • (2)	(略)	(1) • (2)	(同 左)
	次に掲げる場合を除くほか、取得、						
	第三者への提供を行わないものとす						
る。							
(1)	(略)	(1)	(同 左)	(3)	(略)	(3)	(同 左)
(2)	(略)	(2)	(同 左)	(4)	(略)	(4)	(同 左)
				〔参照条文等〕 保護	養法第20条 第2項第2号	〔参照条文等〕 保	護法第17条 第2項第2号

個人情報の保	進に関する指針			解	説	
新		旧		新		旧
(3) (略)	(3)	(同 左)				
(4) (略)	(4)	(同 左)				
(5) 保護法第20条第2項第6号に掲げる場合に		(新 設)	(5) 学術研究	機関等との間で学術研究目的で必要があ		(新 設)
機微(センシティブ)情報を取得する場合、			るときに機	微(センシティブ)情報を取得し、利用		
保護法第18条第3項第6号に掲げる場合に機			し、又は第二	三者提供する場合が該当する。		
微(センシティブ)情報を利用する場合、又			〔参照条文等〕	金融分野GL第5条		
は保護法第27条第1項第7号に掲げる場合に						
機微(センシティブ)情報を第三者提供する						
<u>場合</u>						
(<u>6</u>) (略)	(<u>5</u>)	(同 左)				
(<u>7</u>) (略)	(<u>6</u>)	(同 左)	(<u>6</u>)	(略)	(<u>5</u>)	(同 左)
(<u>8</u>) (略)	(<u>7</u>)	(同 左)				
(<u>9</u>) (略)	(<u>8</u>)	(同 左)	(<u>7</u>)	(略)	(<u>6</u>)	(同 左)
2 (略)	2	(同 左)				
3 (略)	3	(同 左)	<u> </u>	要配慮個人情報を取得するに当たっては、 条第2項に従い、あらかじめ本人の同意 こ留意する。		記慮個人情報を取得するに当たっては、第2項に従い、あらかじめ本人の同意習意する。
4 正会員は、機微(センシティブ)情報を第三	4 正会員は	、機微(センシティブ)情報を第三	(<u>9</u>)	(略)	(<u>8</u>)	(同 左)
者提供するに当たっては、 保護法第27条 第2項	者提供する	に当たっては、 <u>保護法第23条</u> 第2項				
(オプトアウト) の規定を適用しないこととす	(オプトア	ウト) の規定を適用しないこととす				
る。	る。					
(不適正な利用の禁止)		(新 設)	(1) 「違法又は	不当な行為」とは、保護法その他の法令		(新 設)
第6条の2正会員は、違法又は不当な行為を助長			に違反する行	<u> </u>		
し、又は誘発するおそれがある方法により個人			の、保護法そ	の他の法令の制度趣旨又は公序良俗に反		
情報を利用してはならない。			する等、社会	・通念上適正とは認められない行為をい		
			<u>5。</u>			
			(2)「おそれ」	の有無は、正会員による個人情報の利用		
			が、違法又は	不当な行為を助長又は誘発することにつ		
			いて、社会通	念上蓋然性が認められるか否かにより判		
			断される。こ	の判断に当たっては、個人情報の利用方		
			法等の客観的	な事情に加えて、個人情報の利用時点に		
			おける正会員	の認識及び予見可能性も踏まえる必要		
			がある。例え	ば、正会員が第三者に個人情報を提供し		
			た場合におレ	て、当該第三者が当該個人情報を違法な		
			行為に用いた	場合であっても、当該第三者が当該個人		
			情報の取得目	的を偽っていた等、当該個人情報の提供		

個人情報の保証	護に関する指針	解	説
新	IE	新	旧
		の時点において、提供した個人情報が違法に利用され	
		ることについて、当該正会員が一般的な注意力をもっ	
		てしても予見できない状況であった場合には、「おそ	
		れ」は認められないと解される。	
		(3)「違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそ	
		れがある方法」により個人情報を利用している事例	
		例えば、次のようなものが該当する。	
		①違法な行為を営むことが疑われる事業者(例:貸金業	
		登録を行っていない貸金業者等) からの突然の接触に	
		よる本人の平穏な生活を送る権利の侵害等、当該事業	
		者の違法な行為を助長するおそれが想定されるにも	
		かかわらず、当該事業者に当該本人の個人情報を提供	
		<u>する場合</u>	
		②裁判所による公告等により散在的に公開されている	
		個人情報(例:官報に掲載され る破産者情報)を、	
		当該個人情報に係る本人に対する違法な差別が、不特	
		定多数の者によって誘発されるおそれがあることが	
		予見できるにもかかわらず、それを集約してデータベ	
		ース化し、インターネット上で公開する場合	
		③暴力団員により行われる暴力的要求行為等の不当な	
		行為や総会屋による不当な要 求を助長し、又は誘発	
		するおそれが予見できるにもかかわらず、事業者間で	
		共有している暴力団員等に該当する人物を本人とす	
		る個人情報や、不当要求による被害を防止するために	
		必要な業務を行う各事業者の責任者の名簿等を、みだ	
		りに開示し、又は暴力団等に対しその存在を明らかに	
		<u>する場合</u>	
		④個人情報を提供した場合、提供先において保護法第	
		27 条第 1 項に違反する第三者提供がなされることを	
		予見できるにもかかわらず、当該提供先に対して、個	
		<u>人情報を提供する場合</u>	
		⑤採用選考を通じて個人情報を取得した事業者が、性	
		別、国籍等の特定の属性のみにより、正当な理由なく	
		本人に対する違法な差別的取扱いを行うために、個人	
		<u>情報を利用する場合</u>	
		⑥広告配信を行っている事業者が、第三者から広告配信	
		依頼を受けた商品が違法薬物等の違法な商品である	

	個人情報の保護に関する指針	解	説
新	旧	新	旧
		ことが予見できるにもかかわらず、当該商品の広告配	
		信のために、自社で取得した個人情報を利用する場合	
		〔参照条文等〕保護法第19条、通則GL3-2	
(適正な個人情報の取得)	(適正な個人情報の取得)		
第7条 (略)	第7条 (同 左)	(1)「不正の手段」により個人情報を取得している事例	(1) (同 左)
		例えば、次のようなものが該当する。	
		① (略)	① (同 左)
		② 保護法第27条第1項に規定する第三者提供制限違	② 保護法第23条第1項に規定する第三者提供制限違
		反をするよう強要して個人情報を取得する場合	反をするよう強要して個人情報を取得する場合
		③・④ (略)	③・④ (同 左)
		⑤ 保護法第27条第1項に規定する第三者提供制限違	⑤ 保護法第23条第1項に規定する第三者提供制限違
		反がされようとしていることを知り、又は容易に知	反がされようとしていることを知り、又は容易に知
		ることができるにもかかわらず、個人情報を取得す	ることができるにもかかわらず、個人情報を取得す
		る場合	る場合
		⑥ (略)	⑥ (同 左)
		(2) 個人番号及び基礎年金番号の取得	(2) 個人番号及び基礎年金番号の取得
		個人番号及び基礎年金番号は法令により規定され	個人番号及び基礎年金番号は法令により規定され
		た場合以外には取得してはならないことに留意を要	た場合以外には取得してはならないことに留意を要
		する (※1)。	する (※1)。
		なお、令和2年5月25日より、個人番号を確認す	なお、令和2年5月25日より、個人番号を確認す
		るための通知カードは廃止されているが、経過措置	るための通知カードは廃止されているが、経過措置
		が設けられており、以下の条件を満たす場合に限り、	が設けられており、以下の条件を満たす場合に限り、
		番号法上の本人確認に利用することができる。(「情	番号法上の本人確認に利用することができる。(「情
		報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の	報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の
		利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を	利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を
		図るための行政手続等における情報通信の技術の利	図るための行政手続等における情報通信の技術の利用
		用に関する法律等の一部を改正する法律」の一部施	用に関する法律等の一部を改正する法律」の一部施
		行による。)	行による。)
		① 当該通知カードに係る記載事項に変更がないこと	① 当該通知カードに係る記載事項に変更がないこと
		ただし、当該廃止日前に当該通知カードに係る記	ただし、当該廃止日前に当該通知カードに係る記し、
		載事項に変更があった場合に、市町村長(特別区の	載事項に変更があった場合に、市町村長(特別区の
		区長を含む。)から記載事項の変更の措置を受けてい	区長を含む。)から記載事項の変更の措置を受けてい
		なければ、個人情報の保護に関する指針当該経過措	なければ、個人情報の保護に関する指針当該経過措
		置は適用されない。	置は適用されない。
		② 本人確認書類を別途受入れるなど、番号法により	② 本人確認書類を別途受入れるなど、番号法により
		規定された方法により、通知カードの記載事項が現	規定された方法により、通知カードの記載事項が現し
		在のものであることを確認すること。	在のものであることを確認すること。

	個人情報の保証	糞に関する指針			f	解	説		
	新		旧		新			旧	
				※1. 個人番	号以外にも、基礎年金番号や被保障	険者等記	※1. 個人番号.	以外にも、基礎年金番号や被保	· 険者等記
				号・番号等	(保険者番号及び被保険者等記号	番号を	号・番号等 (保険者番号及び被保険者等記号	,・番号を
				いう。以下同	同じ。) は、原則として、本人確認(の目的で	いう。以下同	じ。)は、原則として、本人確認	3の目的で
				あっても告知	町を求めることが禁止されている」	点にも留	あっても告知	を求めることが禁止されている	点にも留
				意する。例え	とば、ホームページや顧客向けリー	ーフレッ	意する <u>(被保</u>]	険者等記号・番号等に告知要求	と制限がか
				ト等において	て、本人確認書類として健康保険調	証等の写	かるのは改正	健康保険法等が施行される令和	12年10月
				しの提出をヌ	求める場合に「記号・番号が鮮明 [~]	であるこ	1日以降) 。例	」えば、ホームページや顧客向け	ナリーフレ
				とをご確認く	ください。」等の記載がある場合に	は、被保	ット等におい	て、本人確認書類として健康保	! 険証等の
				険者等記号	・番号等の告知要求を行っている。	とみなさ	写しの提出を:	求める場合に「記号・番号が鮮	詳明である
				れるおそれた	ぶあるため、行わないようにするこ	こと。	ことをご確認	ください。」等の記載がある場合	うには、被
							保険者等記号	・番号等の告知要求を行ってい	いるとみな
							されるおそれ	があるため、行わないようにで	すること。
				〔参照条文等	〕 <u>保護法第20条</u> 、 <u>通則GL3-3-1</u> 、	、番号法	〔参照条文等〕	」 <u>保護法第17条</u> 、 <u>通則GL3−2−</u>	<u>1</u> 、番号法
				第15条、第1	6条、第19条、第20条、番号法金融G	£ L 3-(2),	第15条、第16条	条、第19条、第20条、番号法金融(GL3-(2)、
				3-(3)、国民	年金法第108条の4、健康保険法第	写194条の	3-(3)、国民年	金法第108条の4、健康保険法領	第194条の
				2、高齢者	の医療の確保に関する法律第161%	条の2、	2、高齢者の医療の確保に関する法律第161条の2、国		€ の2、国
				国民健康保	険法第111条の2、船員保険法第	第143条の	民健康保険法	民健康保険法第111条の2、船員保険法第143条の2、	
				2、私立学	校教職員共済法第45条、国家公務員	員共済組	私立学校教職	員共済法第45条、国家公務員共	·済組合法
				合法第112多	その2、地方公務員共済組合法第14	44条の24	第112条の2、	地方公務員共済組合法第144条	の24の2、
				の2、国税	通則法第74条の13の4、番号利用注	法整備法	国税通則法第7	74条の13の4、番号利用法整備	法(平成
				(平成25年	法律第28号)第8条		25年法律第28-	号)第8条	
2	(略)	2	(同 左)	(3) • (4)	(略)		(3) • (4)	(同 左)	
				(参照条文等]	<u>通則G L 3-3-1</u>		〔参照条文等〕	通則G L 3-2-1	
				(注)	(略)		(注)	(同 左)	
(個人情報取得	時の利用目的の通知・公表、明示	(個人情報取	得時の利用目的の通知・公表、明示						
等)		等)		(1) • (2)	(略)		(1) • (2)	(同 左)	
第8条	(略)	第8条	(同 左)	[参照条文等]	<u>通則GL2-14、GL2-15</u>		〔参照条文等〕	<u>通則GL2-10、GL2-11</u>	
2	(略)	2	(同 左)	$(3) \sim (6)$	(略)		$(3) \sim (6)$	(同 左)	
				〔参照条文等〕	通則GL3-3-3、3-3-4		〔参照条文等〕	通則 G L 3-2-3、G L 3-2-4	
				(7)	(略)		(7)	(同 左)	
3	(略)	3	(同 左)	〔参照条文等〕	保護法第21条 第3項、通則GL3	3-1-2	〔参照条文等〕	保護法第18条 第3項、通則GL	3-1-2
4	(略)	4	(同 左)	(8)	(略)		(8)	(同 左)	
(1)	(略)	(1)	(同 左)	〔参照条文等〕	保護法第21条 第4項、通則 GL3 -	- <u>3-5</u>	〔参照条文等〕	保護法第 18 条 第 4 項、通則 <u>G I</u>	3-2-5
(2)	(略)	(2)	(同 左)	(9)	(略)		(9)	(同 左)	
				〔参照条文等〕	保護法第21条第4項、通則GL3-	- <u>3-5</u>	〔参照条文等〕	保護法第18条 第4項、 <u>通則GL3</u>	<u>-2-5</u>
(3)	(略)	(3)	(同 左)	(10)	(略)		(10)	(同 左)	
				〔参照条文等〕	保護法第21条 第4項、 <u>通則GL3</u>	3- <u>3-5</u>	〔参照条文等〕	保護法第18条 第4項、 <u>通則GL</u>	<u>3-2-5</u>

個人情報の保証	護に関する指針 アルファイン	角军	說
新	旧	新	旧
(4) (略)	(4) (同 左)	(11) (略)	(11) (同 左)
		[参照条文等] 保護法第21条 第4項、 <u>通則GL3-3-5</u> 、金融分野GL第6条	[参照条文等] 保護法第18条 第4項、 <u>通則GL3-2-5</u> 、金融分野GL第6条
(データ内容の正確性の確保 <u>等</u>)	(データ内容の正確性の確保 <u>等</u>)		
第9条 (略)	第9条 (同 左)	(1)・(2) (略)	(1)・(2) (同 左)
		〔参照条文等〕 保護法第22条、通則GL3-4-1 、金融分野	〔参照条文等〕 保護法第19条、通則GL3-3-1 、金融分野
		GL第7条、番号法第20条、番号法金融GL3-(3)	GL第7条、番号法第20条、番号法金融GL3-(3)
(安全管理措置)	(安全管理措置)		
第10条 正会員は、その取り扱う個人データの漏	第10条 正会員は、その取り扱う個人データの漏	(1)・(2) (略)	(1)・(2) (同 左)
えい <u>等</u> の防止その他の個人データの安全管理の	えい <u>、滅失又は毀損の</u> 防止その他の個人データ	〔参照条文等〕 保護法第23条 、金融分野GL第8条、金	〔参照条文等〕 保護法第20条 、金融分野GL第8条、金
ため、安全管理に係る基本方針・取扱規程等の	の安全管理のため、安全管理に係る基本方針・	融分野実務指針、番号法第 12 条)	融分野実務指針、番号法第12条)
整備及び安全管理措置に係る実施体制の整備等	取扱規程等の整備及び安全管理措置に係る実施		
の必要かつ適切な措置を講じなければならな	体制の整備等の必要かつ適切な措置を講じなけ		
い。また、必要かつ適切な措置は、個人データ	ればならない。また、必要かつ適切な措置は、		
の取得・利用・保管等の各段階に応じた「組織	個人データの取得・利用・保管等の各段階に応		
的安全管理措置」、「人的安全管理措置」 <u>、「物</u>			
理的安全管理措置」、 「技術的安全管理措置」	措置」及び「技術的安全管理措置」を含むもの		
及び「外的環境の把握」を含むものでなければ			
ならない。当該措置は、個人データが漏えい等	が漏えい、滅失又は毀損等をした場合に本人が		
をした場合に本人が被る権利利益の侵害の大き			
さを考慮し、事業の規模及び性質、個人データ			
の取扱状況(取り扱う個人のデータの性質及び			
量を含む。以下同じ。)並びに個人データを記			
録した媒体の性質等に起因するリスクに応じた	等に起因するリスクに応じたものとする。		
ものとする。			
2 本条における用語の定義は、次のとおりであ	2 (同 左)		
<u>る。</u>			
(1) • (2) (略)	(1)・(2) (同 左)		
(3)物理的安全管理措置			
個人データを取り扱う区域の管理、機器及び			
電子媒体等の盗難の防止、電子媒体等を持ち運			
ぶ場合の漏えい等の防止並びに機器及び電子媒			
体等の廃棄等の個人データの安全管理に関する			
物理的な措置をいう。 (4)			
	(3) (同 左)		
(5)外的環境の把握	_ <u>(新 設)</u>		
<u>外国において個人データを取り扱う場合に、</u>			

個人情報の保護		解	説
新	旧	新	IΒ
当該外国の個人情報の保護に関する制度等を把			
<u>握することをいう。</u>			
3 正会員は、個人データの安全管理に係る基本	3 (同 左)	(3) (略)	(3) (同 左)
方針・取扱規程等の整備として、以下の「組織			
的安全管理措置」を講じなければならない。			
(1) (略)	(1) (同 左)		
(2) 各管理段階における安全管理に係る取扱規	(2) 各管理段階における安全管理に係る取扱規		
程	程		
イ~ホ (略)	イ~ホ (同 左)		
へ 漏えい <u>等</u> 事案 <u>(漏えい等又はそのおそれ</u>	へ 漏えい事案 <u>等</u> への対応の段階における取		
<u>のある事案をいう。以下同じ。)</u> への対応	扱規程		
の段階における取扱規程			
4 正会員は、個人データの安全管理に係る実施	4 正会員は、個人データの安全管理に係る実施		
体制の整備として、以下の「組織的安全管理措	体制の整備として、以下の「組織的安全管理措		
置」、「人的安全管理措置」 <u>、「物理的安全管</u>	置」、「人的安全管理措置」及び「技術的安全		
理措置」及び「技術的安全管理措置」を講じな	管理措置」を講じなければならない。		
ければならない。			
(1)組織的安全管理措置	(1)組織的安全管理措置		
イ~ホ (略)	イ~ホ (同 左)		
へ 漏えい 等 事案に対応する体制の整備	へ 漏えい事案 等 に対応する体制の整備		
(2) (略)	(2) (同 左)		
(3) 物理的安全管理措置	_(新_設)_		
イ 個人データの取扱区域等の管理			
ロ 機器及び電子媒体等の盗難等の防止			
ハ 電子媒体等を持ち運ぶ場合の漏えい等の			
<u>防止</u>			
二 個人データの削除及び機器、電子媒体等			
<u>の廃棄</u>			
(<u>4</u>)技術的安全管理措置	(<u>3</u>) (同 左)		
イ~ハ (略)	イ~ハ (同 左)		
ニ 個人データの漏えい等防止策	ニ 個人データの漏えい <u>・毀損</u> 等防止策		
ホ~ト (略)	ホ~ト (同 左)		
		(4) 金融分野GLにおいて求められる <u>「物理的安全管</u>	(4) 金融分野GLにおいて求められる <u>組織的安全管理</u>
		理措置」 について、番号法金融GLにおいて <u>も</u> 「物	<u>措置、技術的安全管理措置の一部</u> について、番号法
		理的安全管理措置」として整備が求められることに	金融GLにおいて <u>は</u> 「物理的安全管理措置」として
		留意する。	整備が求められることに留意する。
		具体的には以下の措置を講ずることが考えられる。	具体的には以下の措置を講ずることが考えられる。

個人情報の保護	雙に関する指針	解説		
新	旧	新	旧	
		①~③ (略)	①~③ (同 左)	
		④ 個人番号の削除、機器及び電子媒体等の廃棄の	④ 個人番号の削除、機器及び電子媒体等の廃棄の具	
		具体例	体例	
		所管法令等において定められている保存期間等を	所管法令等において定められている保存期間等を	
		経過した場合には、個人番号をできるだけ速やかに	経過した場合には、個人番号をできるだけ速やかに	
		復元できない手段で削除又は廃棄するとともに、削	復元できない手段で削除又は廃棄するとともに、削	
		除又は廃棄した記録を保存する。また、これらの作	除又は廃棄した記録を保存する。また、これらの作	
		業を委託する場合には、委託先が確実に削除又は廃	業を委託する場合には、委託先が確実に削除又は廃	
		棄したことについて、証明書等により確認する。 <u>特</u>	棄したことについて、証明書等により確認する。	
		に、下記⑤により、個人番号を取得した 場合には、		
		速やかに削除又は廃棄しなければならないことに留		
		<u>意する。</u>		
		⑤ (略)	⑤ (同 左)	
		[参照条文等] 保護法第 23 条、通則G L 3-4-2 、金融	〔参照条文等〕 保護法第 20 条、通則G L 3-3-2 、金融	
		分野GL第8条、金融分野実務指針	分野GL第8条、金融分野実務指針	
(役職員の監督)	(役職員の監督)			
第11条 正会員は、その役職員に個人データを取	第11条 正会員は、その役職員に個人データを取	(1)・(2) (略)	(1)・(2) (同 左)	
り扱わせるに当たっては、当該個人データの安	り扱わせるに当たっては、当該個人データの安	[参照条文等] 保護法第24条、通則GL3-4-3 、金融分	〔参照条文等〕 保護法第 21 条、通則G L 3-3-3 、金融分	
全管理が図られるよう、適切な内部管理体制を	全管理が図られるよう、適切な内部管理体制を	野GL第9条、金融分野実務指針、番号法第12条	野GL第9条、金融分野実務指針、番号法第12条	
構築し、その役職員に対する必要かつ適切な監	構築し、その役職員に対する必要かつ適切な監			
督を行わなければならない。当該監督は、個人	督を行わなければならない。当該監督は、個人			
データが漏えい等をした場合に本人が被る権利	データが漏えい <u>、滅失又は毀損</u> 等をした場合に			
利益の侵害の大きさを考慮し、事業の性質及び	本人が被る権利利益の侵害の大きさを考慮し、			
個人データの取扱状況等に起因するリスクに応	事業の性質及び個人データの取扱状況等に起因			
じたものとする。	するリスクに応じたものとする。			
2 (略)	2 (同 左)			
(委託先の監督)	(委託先の監督)			
第12条 正会員は、個人データの取扱いの全部又	第12条 正会員は、個人データの取扱いの全部又	$(1) \cdot (2) \cdot (3)$ (略)	(1)・(2)・(3) (同 左)	
は一部を委託(契約の形態や種類を問わず、正	は一部を委託(契約の形態や種類を問わず、正	〔参照条文等〕 保護法第25条 、金融分野GL第10条、	〔参照条文等〕 保護法第22条 、金融分野GL第10条、	
会員が他の者に個人データの取扱いの全部又は	会員が他の者に個人データの取扱いの全部又は	金融分野実務指針、番号法第 11 条、番号法金融G L	金融分野実務指針、番号法第 11 条、番号法金融G L 2-(1	
一部を行わせることを内容とする契約の一切を	一部を行わせることを内容とする契約の一切を	(4) 個人番号関係事務を再委託する場合は、元委託者	(4)個人番号関係事務を再委託する場合は、元委託者	
含む。) する場合は、その取扱いを委託された	含む。)する場合は、その取扱いを委託された	の許諾を得る必要があることに留意を要する。	の許諾を得る必要があることに留意を要する。	
個人データの安全管理が図られるよう、委託を	個人データの安全管理が図られるよう、委託を	また、個人番号関係事務を受託していた者が、最		
受けた者に対する必要かつ適切な監督を行わな	受けた者に対する必要かつ適切な監督を行わな	初の委託者の許諾を得ずに再委託した場合は、当該		
ければならない。当該監督は、個人データが漏	ければならない。当該監督は、個人データが漏	再委託を受けた者も含め、番号法違反となるおそれ		
えい等をした場合に本人が被る権利利益の侵害	えい <u>、滅失又は毀損</u> 等をした場合に本人が被る	があることに留意を要する。		
の大きさを考慮し、委託する事業の規模及び性	権利利益の侵害の大きさを考慮し、委託する事	〔参照条文等〕番号法第10条、番号法金融G L 2-(1)	〔参照条文等〕番号法第10条、番号法金融GL2-(1)	

個人情報の保証	糞に関する指針	解	説
新	旧	新	旧
質並びに個人データの取扱状況等に起因するリ	業の規模及び性質並びに個人データの取扱状況	(5) (略)	(5) (同 左)
スクに応じたものとする。	等に起因するリスクに応じたものとする。	〔参照条文等〕 保護法第25条、通則GL3-4-4	〔参照条文等〕 保護法第22条、通則G L 3−3−4
2 正会員は、個人データを適正に取り扱ってい	2 (同 左)		
ると認められる者を選定し委託するとともに、			
取扱いを委託した個人データの安全管理措置が			
図られるよう、個人データの安全管理のための			
措置を委託先においても確保しなければならな			
い(二段階以上の委託が行われた場合には、委			
託先の事業者が再委託先等の事業者に対して十			
分な監督を行っているかについても監督を行う			
ものとする。)。なお、具体的には、例えば以			
下の対応等を行わなければならない。			
(1) 個人データの安全管理のため、委託先にお	(1) 個人データの安全管理のため、委託先にお		
ける組織体制の整備及び安全管理に係る基本	ける組織体制の整備及び安全管理に係る基本		
方針・取扱規程の策定等の内容を委託先選定	方針・取扱規程の策定等の内容を委託先選定		
の基準に定め、当該基準を定期的に見直すこ	の基準に定め、当該基準を定期的に見直すこ		
と。	と。		
なお、委託先の選定に当たっては、必要に	なお、委託先の選定に当たっては、必要に		
応じて個人データを取り扱う場所に赴く <u>方法</u>	応じて個人データを取り扱う場所に赴く又は		
<u>(テレビ会議システム等(映像と音声の送受</u>	これに代わる合理的な方法による確認を行っ		
信により相手の状態を相互に認識できる方法	た上で、個人データ管理責任者等が適切に評		
をいう。)を利用する方法を含む。以下同じ。)	価することが望ましい。		
又はこれに代わる合理的な方法による確認を			
行った上で、個人データ管理責任者等が適切			
に評価することが望ましい。			
(2) 委託者の監督・監査・報告徴収に関する権	(2) 委託者の監督・監査・報告徴収に関する権		
限、委託先における個人データの漏えい <u>等の</u>	限、委託先における個人データの漏えい <u>・盗</u>		
<u>防止</u> 及び目的外利用の禁止、再委託に関する	<u>用・改ざん</u> 及び目的外利用の禁止、再委託に		
条件 <u>並びに</u> 漏えい等 <u>事案</u> が発生した場合の委	関する条件 <u>及び</u> 漏えい等が発生した場合の委		
託先の責任を内容とする安全管理措置を委託	託先の責任を内容とする安全管理措置を委託		
契約に盛り込むとともに、定期的に監査を行	契約に盛り込むとともに、定期的に監査を行		
う等により、定期的又は随時に当該委託契約	う等により、定期的又は随時に当該委託契約		
に定める安全管理措置の遵守状況を確認し、	に定める安全管理措置の遵守状況を確認し、		
当該安全管理措置を見直すこと。	当該安全管理措置を見直すこと。		
なお、委託契約に定める安全管理措置等の	なお、委託契約に定める安全管理措置等の		
遵守状況については、個人データ管理責任者	遵守状況については、個人データ管理責任者		
等が、当該安全管理措置等の見直しを検討す	等が、当該安全管理措置等の見直しを検討す		

個人情報の保証	隻に関する指針	解說		
新	旧	新	旧	
ることを含め、適切に評価することが望まし	ることを含め、適切に評価することが望まし			
۷١°	い。			
委託先が再委託を行おうとする場合は、委	委託先が再委託を行おうとする場合は、委			
託元は委託を行う場合と同様、再委託の相手	託元は委託を行う場合と同様、再委託の相手			
方、再委託する業務内容及び再委託先の個人デ	方、再委託する業務内容及び再委託先の個人			
ータの取扱方法等について、委託先に事前報告	データの取扱方法等について、委託先に事前			
又は承認手続きを求め <u>、かつ</u> 直接又は委託先を	報告又は承認手続きを求め <u>る、</u> 直接又は委託			
通じて定期的に監査を実施する等により、委託	先を通じて定期的に監査を実施する等によ			
先が再委託先に対して本条の委託先の監督を	り、委託先が再委託先に対して本条の委託先			
適切に果たすこと <u>及び</u> 再委託先が <u>保護法第23</u>	の監督を適切に果たすこと、再委託先が <u>保護</u>			
条 に基づく安全管理措置を講ずることを十分	法第20条 に基づく安全管理措置を講ずること			
に確認することが望ましい。再委託先が再々委	を十分に確認することが望ましい。再委託先			
託を行う場合以降も、再委託を行う場合と同様	が再々委託を行う場合以降も、再委託を行う			
とする。	場合と同様とする。			
(第三者提供の制限)	(第三者提供の制限)			
第13条 正会員は、個人データの第三者(個人デ	第13条 正会員は、個人データの第三者(個人デ	(1) 個人データを提供する場合の留意事項	(1) 個人データを提供する場合の留意事項	
ータを提供しようとする正会員及び当該個人デ	ータを提供しようとする正会員及び当該個人デ	正会員が取得した個人データを第三者に提供する	正会員が取得した個人データを第三者に提供する	
ータに係る本人のいずれにも該当しないものを	ータに係る本人のいずれにも該当しないものを	場合には、あらかじめ本人の同意を得ることが必要	場合には、あらかじめ本人の同意を得ることが必要	
いい、自然人、法人その他の団体を問わない。	いい、自然人、法人その他の団体を問わない。	となるが、本人の同意を得ることなく個人データを	となるが、本人の同意を得ることなく個人データを	
第13条の2から <u>第13条の6</u> を除き、以下同じ。)	第13条の2から <u>第13条の5を</u> 除き、以下同じ。)	提供しようとするときは、次のいずれかに該当する	提供しようとするときは、次のいずれかに該当する	
への提供にあたり、あらかじめ本人の同意を得	への提供にあたり、あらかじめ本人の同意を得	かどうかを確認し必要な対応をとる。	かどうかを確認し必要な対応をとる。	
ないで提供してはならない。同意の取得にあた	ないで提供してはならない。同意の取得にあた	① (略)	② (同 左)	
っては、事業の規模及び性質、個人データの取	っては、事業の規模及び性質、個人データの取	② オプトアウトによる場合(第2項)	② オプトアウトによる場合(第2項)	

なお、あらかじめ、個人情報を第三者に提供 することを想定している場合には、利用目的に おいて、その旨を特定しなければならない。

扱状況等に応じ、本人が同意に係る判断を行う

ために必要と考えられる合理的かつ適切な範囲

の内容を明確に示さなければならない。

ただし、次に掲げる場合には、第三者への個 人データの提供にあたって本人の同意は不要で ある。

っては、事業の規模及び性質、個人データの取 | 扱状況等に応じ、本人が同意に係る判断を行う ために必要と考えられる合理的かつ適切な範囲 の内容を明確に示さなければならない。

なお、あらかじめ、個人情報を第三者に提供 することを想定している場合には、利用目的に おいて、その旨を特定しなければならない。

ただし、次に掲げる場合には、第三者への個 人データの提供にあたって本人の同意は不要で ある。

- ② オプトアウトによる場合(第2項)
- ※ 機微(センシティブ)情報(本指針第2条第1項第 8号で規定されているもの)、不正取得された個人 データをオプトアウトにより提供することや、オプ トアウトにより提供を受けた個人データをオプト アウトにより再提供することは認められていない ことに留意する。
- ③ 委託の場合 (第4項第1号)
- ④ 合併等の事業承継の場合(第4項第2号)
- ⑤ 共同利用の場合(第4項第3号)

第三者への提供の同意を得る際には、原則として 書面によることとし、当該書面における記載を通じ て、個人データの提供先の第三者、提供先の第三者 における利用目的及び第三者に提供される個人デー **タの項目**を本人に認識させた上で同意を得ることと

- ② オブトアウトによる場合(第2項)
- ※ 機微(センシティブ)情報(本指針第2条第1項第 8号で規定されているもの) については、オプトア ウトが認められていないことに留意する。
- ③ 委託の場合(第4項第1号)
- ④ 合併等の事業承継の場合(第4項第2号)
- ⑤ 共同利用の場合(第4項第3号)

第三者への提供の同意を得る際には、原則として 書面によることとし、当該書面における記載を通じ て、個人データ<u>を</u>提供<u>する</u>第三者、提供<u>を受けた</u>第 三者における利用目的及び第三者に提供される情報 の内容を本人に認識させた上で同意を得ることとす

	個人情報の保護	に関する指針				解	説	
	新		旧		新			旧
				する。 <u>本</u>	人の同意を得よ	うとする時点において、個	る。	
				人データ	の提供先の第三	E者が特定できない場合に		
				は、当該事	項に代わる本人	、に参考となるべき情報 (例		
				<u>えば、提</u> (共先の第三者の	範囲や属性に関する情報)		
				を本人に記	図識させた上で、	<u>, 同意を得ることとする。</u>		
				(2)	(略)		(2)	(同 左)
				〔参照条文等〕	番号法第15条	、第19条、第30条第3項、	[参照条文等]	番号法第 15条、第 19条、第 30条第 3項、
				金融分野(GL第12条、番	号法金融G L 3 −(2)	番号法金融	G L 3-(2)
(1)	(略)	(1) (同] 左)	(3)	(略)		(3)	(同 左)
				〔参照条文等〕	保護法第27条、	通則GL3-6-1	〔参照条文等〕	<u>保護法第 23 条、通則G L 3−4−1</u>
(2)	(略)	(2) (同	左)	(4)	(略)		(3)	(同 左)
				〔参照条文等〕	保護法第27条、	<u>通則GL3−6−1</u>	〔参照条文等〕	<u>保護法第23条、通則GL3−4−1</u>
(3)	(略)	(3) (同	左)	[参照条文等]	<u>保護法第27条</u>	e、通則G L 3-6-1	〔参照条文等〕	保護法第 23 条、通則G L 3-4-1
(4)	(略)	(4) (同	左)	(5)	(略)		(5)	(同 左)
				[参照条文等]	保護法第27条、	<u>通則GL3−6−1</u>	〔参照条文等〕	<u>保護法第23条、通則GL3−4−1</u>
(5)当該第三	者が学術研究機関等である場合 で	_(兼	設)_	[参照条文等]	保護法第27条、	通則GL3-6-1		(新 設)
<u>あって、当該</u>	第三者が当該個人データを学術研							
究目的で取り	扱う必要があるとき(当該個人デ							
<u>ータを取り扱</u>	なう目的の一部が学術研究目的であ							
る場合を含み	、個人の権利利益を不当に侵害す							
<u>るおそれがあ</u>	<u>る場合を除く。)。</u>							
2 正会員は、	第三者に提供される個人データに	2 正会員は、第三者に	提供される個人データ <u>(機</u>	$(6) \sim (8)$	(略)		$(6) \sim 8)$	(同 左)
ついて、本人	の求めに応じて当該本人が識別さ	微(センシティブ)	青報を除く。 以下この項に	〔参照条文等〕	保護法第27条、	通則GL2-14、3-6-2	〔参照条文等〕	保護法第23条、通則GL2-10、3-4-2
れる個人デー	-タの第三者への提供を停止するこ	おいて同じ。) につい	ハて、本人の求めに応じて					
ととしている	場合であって、次に掲げる事項に	当該本人が識別され	る個人データの第三者への					
ついて、あら	かじめ、本人に通知し、又は本人	提供を停止すること	としている場合であって、					
が容易に知り	得る状態に置くとともに、個人情	次に掲げる事項につい	いて、あらかじめ、本人に					
報保護委員会	に届け出たときは、前項にかかわ	通知し、又は本人が	容易に知り得る状態に置く					
らず、当該個	人データを第三者に提供すること	とともに、個人情報化	呆護委員会に届け出たとき					
ができる。		は、前項にかかわら	ず、当該個人データを第三					
また、正会	:員は、当該届出の内容を自らもイ	者に提供することが、	できる。					
ンターネット	の利用その他の適切な方法により	また、正会員は、	当該届出の内容を自らもイ					
公表するもの	とする。	ンターネットの利用	その他の適切な方法により					
なお、機微	て(センシティブ)情報 や偽りその	公表するものとする。						
他不正の手段	とにより取得された個人データを オ	なお、機微(セン)	ンティブ)情報 <u>は、</u> オプト					
プトアウトに	より第三者に提供すること <u>や、オ</u>	アウトにより第三者	に提供することはできな					
<u>プトアウト</u> に	より提供を受けた個人データ(そ	٧٠ _°						

個人情報の保護	 糞に関する指針				説	
新		3		新		旧
の全部又は一部を複製し、又は加工したものを						
含む。)をオプトアウトにより再提供すること						
はできない。						
(1) 正会員の名称、住所及び代表者の氏名	_(新_	設)_	〔参照条文等〕	保護法第 27 条、通則G L 3-6-2		(新 設)
(<u>2</u>) (略)	(<u>1</u>) (同	左)	〔参照条文等〕	保護法第 27 条、通則G L 3-6-2	〔参照条文等〕 保護 洛	去第 23 条、通則G L 3-4-2
(<u>3</u>) (略)	(<u>2</u>) (同	左)	〔参照条文等〕	<u>保護法第27条、通則GL3-6-2</u>	〔参照条文等〕 保護 洛	去 <u>第 23 条</u> 、 <u>通則G L 3-4-2</u>
(4) 第三者に提供される個人データの取得の方	<u>(新</u>	<u> </u>	(9) 取得元	(取得源)と取得の方法の具体例(第2項		_(新 設)_
<u>选</u>			<u>第4号)</u>			
			例えば、ど	てのようなものが該当する。		
			① 新聞・雑詞	・書籍・ウェブサイトの閲覧による取得		
			② 官公庁によ	る公開情報からの取得		
			〔参照条文等〕	保護法第27条、通則GL3-6-2		
(<u>5</u>) (略)	(<u>3</u>) (同	左)	(<u>10</u>)	(略)	(<u>9</u>)	(同 左)
			〔参照条文等〕	保護法第27条、通則GL3-6-2	〔参照条文等〕 保護 洛	去第23条、通則G L 3−4−2
(<u>6</u>) (略)	(<u>4</u>) (同	左)	〔参照条文等〕	<u>保護法第27条、通則GL3-6-2</u>	〔参照条文等〕 保護法	去第 23 条、通則G L 3-4-2
(<u>7</u>) (略)	(<u>5</u>) (同	左)	(<u>11</u>)	(略)	(<u>10</u>)	(同 左)
			〔参照条文等〕	保護法第27条、通則GL3-6-2	〔参照条文等〕 保護 洛	去第 23 条、通則G L 3-4-2
(8) 第三者に提供される個人データの更新の	<u>(新</u>	設)_	〔参照条文等〕	施行規則11条、通則GL3-6-2		(新 設)_
<u>方法</u>						
(9) 当該届出に係る個人データの更新の第三	<u>(新</u>	設)_	_(12) 新規の原	国出の場合には、オプトアウトによる第三		_(新_ 設)_
者への提供を開始する予定日			者提供を関	開始する予定日を記入する。変更届の場合		
			には、変更	[届に基づいて第三者提供を開始する予定		
			日を記入す	<u>る。</u>		
			_〔参照条文等	〕施行規則第11条、通則G L 3-6-2		
3 正会員は、前項第 1号に掲げる事項に変更が	3 正会員は、前項第2	<u>号、</u> 第3号 <u>又は</u> 第5号に	(<u>13</u>)	(略)	(<u>11</u>)	(同 左)
<u>あったとき又は同項の規定による個人データの</u>	掲げる事項を変更する	場合は、変更する内容に	〔参照条文等〕	<u>保護法第27条、通則GL2-14、3-6-2</u>	〔参照条文等〕 保護法	去第23条、通則GL2−10、3−4−2
提供をやめたときは遅滞なく、同項 第3号 <u>から</u>	<u>ついて、</u> あらかじめ本	人に通知し、又は本人が				
第5号 まで、第7号又は第8号 に掲げる事項を	容易に知り得る状態に	置くとともに、個人情報				
変更 <u>しようと</u> する <u>ときは</u> あらかじめ <u>、その旨に</u>	保護委員会に届け出な	ければならない。				
ついて、本人に通知し、又は本人が容易に知り	なお、正会員は、本	項に従い、必要な事項を				
得る状態に置くとともに、個人情報保護委員会	個人情報保護委員会に	届け出たときは、その内				
に届け出なければならない。	容を自らも公表するも	のとする。				
なお、正会員は、本項に従い、必要な事項を						
個人情報保護委員会に届け出たときは、その内						
容を自らも公表するものとする。						
4 次に掲げる場合において、当該個人データの	4 (同	左)	〔参照条文等〕	保護法第 27 条、通則G L 3-6-3	〔参照条文等〕 保護 洛	去第 23 条、通則G L 3-4-3

個人情報の保護		解說			
新	III	新	III		
提供を受ける者は、第三者に該当しない。					
(1) (略)	(1) (同 左)	(14) (略)	(12) (同 左)		
		〔参照条文等〕 保護法第 27 条、通則G L 3−6−3	〔参照条文等〕 保護法第23条、通則GL3-4-3		
		(<u>15</u>) (略)	(12-1) (同 左)		
(2) (略)	(2) (同 左)	(<u>16</u>) (略)	(13) (同 左)		
		〔参照条文等〕 保護法第27条、通則G L 3-6-3	〔参照条文等〕 保護法第23条、通則GL3-4-3		
(3) 特定の者との間で共同して利用される個人	(3) 特定の者との間で共同して利用される個人	(<u>17</u>)「共同利用」の具体例(第4項第3号)	(14)「共同利用」の具体例(第4項第3号)		
データが当該特定の者に提供される場合であ	データが当該特定の者に提供される場合であ	① (略)	① (同 左)		
って、その旨並びに共同して利用される個人デ	って、その旨並びに共同して利用される個人	② 親子兄弟会社の間で取得時の利用目的の範囲内で	② 親子兄弟会社の間で取得時の利用目的の範囲内で		
ータの項目、共同して利用する者の範囲、利用	データの項目、共同して利用する者の範囲、	個人データを共同利用する場合	個人データを x 共同利用する場合		
する者の利用目的 <u>並びに</u> 当該個人データの管	利用する者の利用目的 <u>及び</u> 当該個人データの	なお、共同利用の対象となる個人データの提供に	なお、共同利用の対象となる個人データの提供に		
理について責任を有する者(共同して利用する	管理について責任を有する者(共同して利用	ついては、必ずしも全ての共同利用者が双方向で行	ついては、必ずしも全ての共同利用者が双方向で行		
者において、第一次的に苦情を受け付け、その	する者において、第一次的に苦情を受け付け、	う必要はない。	う必要はない。		
処理を行うとともに、開示、訂正等及び利用停	その処理を行うとともに、開示、訂正等及び	ただし、共同利用については、金融商品取引業等	ただし、共同利用については、金融商品取引業等		
止等の決定を行い、安全管理に責任を有する者	利用停止等の決定を行い、安全管理に責任を	に関する内閣府令第153条第1項第7号及び第154条	条 に関する内閣府令第153条第1項第7号及び第1		
をいう。第6項において「管理責任者」という。)	有する者をいう。第6項において「管理責任	第1項第4号に規定する非公開情報の提供の制限に	第1項第4号に規定する非公開情報の提供の制限に		
の氏名又は名称 及び住所並びに法人にあって	者」という。)の氏名又は名称について、あ	留意すること。以下同じ。	留意すること。以下同じ。		
は、その代表者の氏名 について、あらかじめ、	らかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に	また、既に特定の事業者が取得している個人デー	また、既に特定の事業者が取得している個人デー		
本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態	知り得る状態に置いているとき	タを他の事業者と共同して利用する場合には、 <u>当該</u>	タを他の事業者と共同して利用する場合には、既に		
に置いているとき		共同利用は、社会通念上、共同して利用する者の範	取得している事業者が保護法第15条第1項の規定に		
		<u>囲や利用目的等が当該個人データの本人が通常予期</u>	より特定した利用目的の範囲で共同利用しなければ		
		<u>し得ると客観的に認められる範囲内である必要があ</u>	ならない。		
		<u>る。その上で、当該個人データの内容や性質等に応</u>			
		<u>じて共同利用の是非を判断し、</u> 既に取得している事			
		業者が保護法第15条第1項の規定により特定した利			
		用目的の範囲で共同利用しなければならない。			
		〔参照条文等〕 保護法第27条、通則GL3-6-3	〔参照条文等〕 保護法第23条、通則GL3-4-3		
		(<u>18</u>) (略)	(<u>15</u>) (同 左)		
		〔参照条文等〕 保護法第 27 条、通則G L 2-14、3-6-2	〔参照条文等〕 保護法第 23 条、通則G L 2-10、3-4-2		
		(<u>19</u>) (略)	(16) (同 左)		
5 (略)	5 (同 左)	$(\underline{20}) \cdot (\underline{21})$ (略)	(<u>17</u>)・(<u>18</u>) (同 左)		
		〔参照条文等〕 保護法第27条、通則GL3-6-3	〔参照条文等〕 保護法第23条、通則GL3-4-3		
6 正会員は、第4項第3号に規定する管理責任	6 正会員は、第4項第3号に規定する <u>利用者の</u>	(22) (略)	(19) (同 左)		
者の氏名 <u>、</u> 名称 <u>若しくは住所又は法人にあって</u>	<u>利用目的又は</u> 管理責任者の氏名 <u>又は</u> 名称 <u>を変更</u>	〔参照条文等〕 保護法第27条、通則GL2-14、3-6-2、	〔参照条文等〕 保護法第23条、通則GL2-10、3-4-2、金		
は、その代表者の氏名に変更が あったときは	する場合は、変更する内容について 、あらかじ	金融分野GL第12条 、第4条	融分野GL第11条 、第4条		
遅滞なく、同号に規定する利用する者の利用目	め本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状	_(23)「共同利用する者の利用目的」については、社会通	_(新_設)_		
的又は当該管理責任者を変更しようとするとき	態に置かなければならない。	<u>念上、本人が通常予期し得る限度と客観的に認めら</u>			

個人情報の保護に関する指針		解説		
新	旧	新	旧	
<u>は</u> 、あらかじめ <u>、その旨について、</u> 本人に通知		れる範囲内で変更することができる。		
し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなけ		〔参照条文等〕保護法第27条、通則GL3-6-3)		
ればならない。		(<u>24</u>) (略)	(20) (同 左)	
		〔参照条文等〕 保護法第27条、通則GL3-6-3	〔参照条文等〕 保護法第23条、通則GL3-4-3	
(外国にある第三者への提供の制限)	(外国にある第三者への提供の制限)			
第13条の2 正会員は、外国(本邦の域外にある	第13条の2 正会員は、外国(本邦の域外にある	個人データの第三者への提供に関しては、 保護法第28	個人データの第三者への提供に関しては、 保護法第24	
国又は地域をいう。以下同じ。) (個人の権利	国又は地域をいう。以下同じ。)(個人の権利	条 により「外国」から除かれる場合、又は(2)若しく	条 により「外国」から除かれる場合、又は(2)若しく	
利益を保護する上で我が国と同等の水準にある	利益を保護する上で我が国と同等の水準にある	は(3)により「第三者」に該当しない場合には、「外国	は(3)により「第三者」に該当しない場合には、「外国	
と認められる個人情報の保護に関する制度を有	と認められる個人情報の保護に関する制度を有	にある第三者への個人データの提供を認める旨の本人の	にある第三者への個人データの提供を認める旨の本人の	
している国として施行規則で定めるものを除	している国として施行規則で定めるものを除	同意」を得る必要はないが、そうでない場合には、当該	同意」を得る必要はないが、そうでない場合には、当該	
く。以下、この条 <u>、</u> 次条 <u>及び第13条の5第1項</u>	く。以下、この条 <u>及び</u> 次条において同じ。)に	同意が必要となる。	同意が必要となる。	
第2号 において同じ。)にある第三者(個人デ	ある第三者(個人データの取扱いについて個人	外国にある第三者への提供となる場合は、 保護法第27	外国にある第三者への提供となる場合は、 保護法第23	
ータの取扱いについて個人情報取扱事業者が講	情報取扱事業者が講ずべきこととされている措	条 第1項各号に該当しない限り、外国にある第三者への	条 第1項各号に該当しない限り、外国にある第三者への	
ずべきこととされている措置に相当する措置	置に相当する措置を継続的に講ずるために必要	提供についての本人の同意が必要となることに注意のこ	提供についての本人の同意が必要となることに注意のこ	
(<u>以下「相当措置」という。)</u> を継続的に講ずる	なものとして施行規則で定める基準に適合する	と。すなわち、委託、事業承継又は共同利用(保護法第	と。すなわち、委託、事業承継又は共同利用(保護法第	
ために必要なものとして施行規則で定める基準	体制を整備している者を除く。以下、 <u>この条</u> に	27条第5項各号に掲げる場合)であっても、国内にある	23条第5項各号に掲げる場合)であっても、国内にある	
に適合する体制を整備している者を除く。以下、	おいて同じ。)に個人データを提供する場合に	第三者への提供と異なり、本人の同意が必要となる。	第三者への提供と異なり、本人の同意が必要となる。	
この項から第4項まで及び第13条の5第1項第	は、前条第1項各号に定める場合を除くほか、	(1)「外国」から除かれる「国」について	(1)「外国」から除かれる「国」について	
2号 において同じ。)に個人データを提供する	あらかじめ外国にある第三者への提供を認める	法第28条 に定める個人の権利利益を保護する上で我	<u>法第24条</u> に定める個人の権利利益を保護する上で我	
場合には、前条第1項各号に定める場合を除く	旨の本人の同意を得なければならない。この場	が国と同等の水準にあると認められる個人情報保護に	が国と同等の水準にあると認められる個人情報保護に	
ほか、あらかじめ外国にある第三者への提供を	合においては、 <u>同条</u> の規定は適用しない。	関する制度を有している外国として、 施行規則第15条	関する制度を有している外国として、 施行規則第11条	
認める旨の本人の同意を得なければならない。		に基づき平成31年個人情報保護委員会告示第1号に定	に基づき平成31年個人情報保護委員会告示第1号に定	
この場合においては、 <u>前条</u> の規定は適用しない。		められた国(※)が該当する。	められた国(※)が該当する。	
		※ 次に掲げる令和2年2月14日時点における欧州経	※ 次に掲げる令和2年2月14日時点における欧州経	
		済領域協定に規定された国	済領域協定に規定された国	
		※ 欧州経済領域協定に規定された次に掲げる国が、	※ 欧州経済領域協定に規定された次に掲げる国が、	
		令和2年2月14日以降に変更された場合、速やかに	令和2年2月14日以降に変更された場合、速やかに	
		対応することが求められる。	対応することが求められる。	
		アイスランド、アイルランド、イタリア、英国、	アイスランド、アイルランド、イタリア、英国、	
		エストニア、オーストリア、オランダ、キプロス、	エストニア、オーストリア、オランダ、キプロス、	
		ギリシャ、クロアチア、スウェーデン、スペイン、	ギリシャ、クロアチア、スウェーデン、スペイン、	
		スロバキア、スロベニア、チェコ、デンマーク、ド	スロバキア、スロベニア、チェコ、デンマーク、ド	
		イツ、ノルウェー、ハンガリー、フィンランド、フ	イツ、ノルウェー、ハンガリー、フィンランド、フ	
		ランス、ブルガリア、ベルギー、ポーランド、ポル	ランス、ブルガリア、ベルギー、ポーランド、ポル	
		トガル、マルタ、ラトビア、リトアニア、リヒテン	トガル、マルタ、ラトビア、リトアニア、リヒテン	
		シュタイン、ルーマニア及びルクセンブルク	シュタイン、ルーマニア及びルクセンブルク	
		(2) (略)	(2) (同 左)	

個人情報の保護に関する指針		解説		
新	III	新	旧	
		(3)「個人情報取扱事業者が講ずべき措置に相当する措	(3)「個人情報取扱事業者が講ずべき措置に相当する措	
		置を継続的に講ずるために必要なものとして定めら	置を継続的に講ずるために必要なものとして定めら	
		れる基準に適合する体制を整備している者」として、	れる基準に適合する体制を整備している者」として、	
		「第三者」から除かれる者について	「第三者」から除かれる者について	
		個人データの取扱いについて個人情報取扱事業者	個人データの取扱いについて個人情報取扱事業者	
		が講ずべきこととされている措置に相当する措置を	が講ずべきこととされている措置に相当する措置を	
		継続的に講ずるために必要なものとして基準に適合	継続的に講ずるために必要なものとして基準に適合	
		する体制を整備している者については、本条に定め	する体制を整備している者については、本条に定め	
		る本人の同意は不要となる。	る本人の同意は不要となる。	
		以下①又は②に該当する場合は、当該体制を整備	以下①又は②に該当する場合は、当該体制を整備	
		している者と認められる。	している者と認められる。	
		① 正会員と個人データの提供を受ける者との間で、	① 正会員と個人データの提供を受ける者との間で、	
		当該提供を受ける者における当該個人データの取扱	当該提供を受ける者における当該個人データの取扱	
		いについて、適切かつ合理的な方法により、 <u>保護法</u>	いについて、適切かつ合理的な方法により、 <u>保護法</u>	
		第4章第2節 の規定の趣旨に沿った措置の実施が確	第4章第1節の規定の趣旨に沿った措置の実施が確	
		保されていること。	保されていること。	
		【「 <u>保護法第4章第2節</u> の規定の趣旨に沿った措置」	【「 保護法第4章第1節 の規定の趣旨に沿った措置」	
		のために備えるべき内容】	のために備えるべき内容】	
		保護法第17条から第40条(ただし、保護法第20条	保護法第15条から第35条(ただし、保護法第17条	
		第2項、第27条第2項及び第3項、第29条、第30条、	第2項、第25条、第26条、第34条は除く。)	
		第31条、第33条第5項、第32条及び第36条から第38		
		<u>条までのうち第三者提供記録の開示に関連する手続</u>		
		等、第39条は除く。)		
		【上記内容を備えている「国際的な枠組み」の具体例	【上記内容を備えている「国際的な枠組み」の具体例(参	
		(参考)】	考)】	
		・OECDプライバシーガイドライン	・OECDプライバシーガイドライン	
		・APECプライバシーフレームワーク	・APECプライバシーフレームワーク	
		【「適切かつ合理的な方法」について】	【「適切かつ合理的な方法」について】	
		「適切かつ合理的な方法」は、個々の事例ごとに	「適切かつ合理的な方法」は、個々の事例ごとに	
		判断されるべきであるが、個人データの提供先であ	判断されるべきであるが、個人データの提供先であ	
		る外国にある第三者が、わが国の個人情報取扱事業	る外国にある第三者が、わが国の個人情報取扱事業	
		者が講ずべきこととされている措置に相当する措置	者が講ずべきこととされている措置に相当する措置	
		を継続的に講ずることを担保することができる方法	を継続的に講ずることを担保することができる方法	
		である必要がある。例えば、次の事例が該当する。	である必要がある。例えば、次の事例が該当する。	
		・ 外国にある事業者に個人データの取扱いを委託す	・ 外国にある事業者に個人データの取扱いを委託す	
		る場合には、提供元及び提供先間の契約、確認書、	る場合には、提供元及び提供先間の契約、確認書、	

個人情報の保護に	関する指針	角军	説
新	旧	新	旧
		覚書等	覚書等
		・ 同一の企業グループ内で個人データを移転する場	・ 同一の企業グループ内で個人データを移転する場
		合には、提供元及び提供先に適用される内規、プラ	合には、提供元及び提供先に適用される内規、プラ
		イバシーポリシー等	イバシーポリシー等
		② (略)	② (同 左)
		〔参照条文等 <u>〕保護法第28条、施行規則第15条、第16条、</u>	〔参照条文等〕 保護法第24条<u>施行規則</u>第11条、<u>第11条</u>
		通則GL3-6-4、外国GL	<u>の2、通則GL3-4-4、外国GL</u>
2 正会員は、前項の規定により本人の同意を得	_(新 設)_	_(4) 適用関係	_(新_ 設)_
ようとする場合には、あらかじめ、次に掲げる		第2項及び第3項の規定は、正会員が令和4年4	
情報を当該本人に提供しなければならない。た		月1日以後に本人の同意を得る場合について適用さ	
<u>だし、第3号に掲げる情報の提供ができない場</u>		<u>れる。</u>	
<u>合には、その旨及びその理由について情報提供</u>		(5) 外国にある第三者への提供の同意を得る際には、	
しなければならない。		原則として書面によることとし、当該書面における	
(1) 当該外国の名称		記載を通じて、左記の情報を本人に認識させた上で、	
(2)適切かつ合理的な方法により得られた当		同意を得ることとする。なお、同意を得ようとする	
該外国における個人情報の保護に関する制		時点において、「4 個人データの提供先の第三者」	
度に関する情報		が特定できない場合には、本人に参考となるべき情	
(3) 当該第三者が講ずる個人情報の保護のた		報(例えば、提供先の第三者の範囲や属性に関する	
めの措置に関する情報		情報)を本人に認識させた上で同意を得ることとす	
(4)個人データの提供先の第三者		<u>る。</u>	
<u>(5)提供先の第三者における利用目的</u>		(6)情報提供の方法の具体例	
(6) 第三者に提供される個人データの項目		・ 必要な情報を電子メールにより本人に送付する方法	
3 前項の規定にかかわらず、正会員は、第1項	<u>(新 設)</u>	・ 必要な情報を記載した書面を本人に直接交付する方法	
の規定により本人の同意を得ようとする時点に		・ 必要な情報を本人に口頭で説明する方法	
おいて、提供先の第三者が所在する外国を特定		・必要な情報をホームページに掲載し、本人に閲覧させ	
できない場合には、次に掲げる情報を当該本人		<u>る方法</u>	
に提供しなければならない。ただし、第2号に		(7)適切かつ合理的な方法」の具体例	_(新 設)_
掲げる情報の提供は、当該情報の提供が可能で		・ 提供先の外国にある第三者に対して照会する方法	
ある場合に限る。		・ 我が国又は外国の行政機関等が公表している情報を確	
(1) 特定できない旨及びその具体的な理由(提		認する方法	
供先が定まる前に本人同意を得る必要性を含		(8)「当該外国における個人情報の保護に関する制度に	_(新 設)_
<u>tr.)</u>		<u>関する情報」について</u>	
(2) 提供先の第三者が所在する外国の名称に		提供先の第三者が所在する外国における個人情報	
代わる本人に参考となるべき情報		の保護に関する制度と我が国の保護法との間の本質的	
4 正会員は前項に規定する場合において、事後	_(新 設)_	<u>な差異を本人が合理的に認識できる情報でなければな</u>	
的に提供先の第三者が所在する外国が特定でき		らず、具体的には次の観点を踏まえる必要がある。	
たときには、本人の求めに応じて第2項第1号		① 当該外国における個人情報の保護に関する制度の	

個人情報の保護に関する	指針	解	説
新	旧	新	lθ
及び第2号に掲げる事項について情報を提供す		有無(※1)	
ることとし、事後的に提供先の第三者が講ずる		② 当該外国の個人情報の保護に関する制度について	
個人情報の保護のための措置についての情報提		の指標となり得る情報の存在(※ 2)	
供が可能となったときには、本人の求めに応じ		③ OECDプライバシーガイドライン8原則に対応す	
て、同項3号に掲げる事項について、情報を当		る事業者の義務又は本人の権利の不存在(※3)	
<u> 該情報を本人に提供しなければならない。また、</u>		④ その他本人の権利利益に重大な影響を及ぼす可能	
このような情報提供の求めが可能である旨の同		性のある制度の存在 (※4)	
意を得る際の書面における記載を通じて本人に		(※1)提供先の第三者が所在する外国において、個人	
認識させるとともに、第23条に定める「個人情		情報の保護に関する制度が存在する場合には、当該	
報保護宣言」に記載の上、インターネットのホ		制度に係る法令の個別の名称を本人に情報提供する	
<u>ームページへの常時掲載又は事務所の窓口等で</u>		ことは求められないが、本人の求めがあった場合に	
<u>の掲示・備付け等により、公表しなければなら</u>		情報提供できるようにしておくことが望ましい。	
ない。ただし、本人から情報提供の求めがあっ		(※2) 当該指標となり得る情報の提供を行う場合、当	
<u>た場合であっても、情報提供することにより正</u>		<u> 該指標となり得る情報が個人データの越境移転に伴</u>	
会員の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼす		<u>うリスクとの関係でどのような意味を持つかについ</u>	
おそれがある場合等は、情報の全部又は一部に		ても、本人に情報提供することが望ましい。	
ついて情報提供しないことができる。その場合、		【「当該外国の個人情報の保護に関する制度についての	
正会員は、本人に対し、遅滞なくその旨を通知		指標となり得る情報」の具体例】	
<u>するとともに、その理由を説明しなければなら</u>		・ 当該第三者が所在する外国がGDPR第45条に基づく十	
<u>ない。</u>		<u>分性認定の取得国であること</u>	
		・ 当該第三者が所在する外国がAPECのCBPRシステムの	
		<u>加盟国であること</u>	
		<u>(※3)OECDプライバシーガイドラインは、①収集制</u>	
		限の原則、②データ内容の原則、③ 目的明確化の原	
		則、④利用制限の原則、⑤安全保護措置の原則、⑥	
		公開の原則、⑦個人参加の原則、⑧責任の原則の8	
		<u>原則を基本原則として定めている。なお、OECDプ</u>	
		ライバシーガイドライン8原則に対応する事業者の	
		<u>義務又は本人の権利が全て含まれる場合には、その</u>	
		旨を本人に情報提供すれば足りる。	
		(※4) 提供先の第三者が所在する外国において、我が	
		国の制度と比較して、当該外国へ の個人データの越	
		境移転に伴い当該個人データに係る本人の権利利益	
		に重大な影響を及ぼす可能性のある制度が存在する	
		場合には、当該制度の存在について本人に情報提供	
		<u>しなければならない。</u>	
		【④の「本人の権利利益に重大な影響を及ぼす可能性の	

個人情報の保証	護に関する指針	解	説
新	旧	新	旧
		ある制度」の具体例】	
		・事業者に対し政府の情報収集活動への広範な努力義務	
		を課すことにより、事業者が	
		保有する個人情報について政府による広範な情報収集が	
		可能となる制度	
		・事業者が本人からの消去等の請求に対応できないおそ	
		れがある個人情報の国内保存義務に係る制度	
		(9)「当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置	_(新 設)_
		<u>に関する情報」について</u>	
		当該外国にある第三者が講ずる個人情報の保護に関	
		する措置と我が国の保護法により個人データの取扱い	
		について個人情報取扱事業者に求められる措置の内容	
		について、本人が合理的に認識できる情報でなければ	
		ならない。具体的には、提供先の外国にある第三者が、	
		OECDプライバシーガイドライン 8 原則に対応する措	
		置(本人の権利に基づく請求への対応に関する措置を	
		含む。)を講じていない場合には、当該講じていない措	
		置の内容について、本人が合理的に認識できる情報が	
		提供されなければならない。なお、提供先の外国にあ	
		る第三者が、OECDプライバシーガイドライン8原則	
		に対応する措置を全て講じているときは、その旨を本	
		人に情報提供すれば足りる。また、事後的に当該情報	
		についての情報提供が可能となった場合には、本人の	
		求めに応じて情報提供することが望ましい。	
		(10)「提供先の第三者が所在する外国を特定できない場	_(新 設)_
		合」とは、例えば、外国証券取引口座を開設する顧客	
		について、どの外国当局・保管機関等から当該顧客の	
		個人データの提供要請を受けるかを予め特定すること	
		ができないことから、正会員が「外国証券取引口座約	
		款」(参考様式) において、口座開設時点で外国にある	
		第三者への提供の同意を予め包括的に得ている場合が	
		<u>該当する。</u>	
		(11)「提供先の第三者が所在する外国の名称に代わる本	_(新 設)_
		人に参考となるべき情報」とは、例えば、移転先の外	
		国の範囲が具体的に定まっている場合における当該範	
		囲に関する情報が該当する。(7)の場合には、例えば、	
		自社が取り扱う外国証券の発行国等を記載する。	

個人情報の保護に関す	- - る指針	解説	
新	旧	新	旧
		(12)「事後的に提供先の第三者が所在する外国が特定で	_(新 設)_
		きた場合」には、本人の求めに応じて第2項第1号か	
		<u>ら3号までに掲げる情報を本人に提供する。また、事</u>	
		後的に特定できた外国の名称をインターネットのホー	
		ムページへの掲載等により、公表するとともに、定期	
		的に更新することが望ましい。	
		(13) 情報提供により正会員の業務の適正な実施に著し	_(新 設)_
		い支障を及ぼすおそれがある場合の具体例について	
		<u>は、外国GL6-2-2(提供すべき情報)を参照する。</u>	
		〔参照条文等〕保護法第28条、施行規則第17条、通則G	
		<u>L3-6-4、外国GL、金融分野GL第13条</u>	
5 正会員は、個人データを外国にある第三者	_(新 設)_	(14) 適用関係	_(新 設)_
<u>(第1項に規定する体制を整備している者に限</u>		第5項の規定は、正会員が令和4年4月1日以後	
る。以下この項から第7項までにおいて同じ。)		に同項に規定する外国にある第三者に個人データを	
に提供する場合には、当該提供の時点で、当該		提供した場合について適用される。	
第三者による相当措置の実施に影響を及ぼすお		(15) 相当措置の実施に影響を及ぼすおそれのある制度	_(新 設)_
それのある当該外国の制度の有無及び内容、当		の具体例	
該制度がある場合においては、当該第三者によ		・事業者に対し政府の情報収集活動への広範な協力義務	
<u>る相当措置の実施の確保の可否を、適切かつ合</u>		を課すことにより、事業者が保有する個人情報につい	
理的な方法により、確認しなければならない。		て政府による広範な情報収集が可能となる制度	
6 正会員は前項の規定により、第三者に個人デ	_(新 設)_	・事業者が本人からの消去等の請求に対応できないおそ	
<u>ータを提供した場合、当該第三者による相当措</u>		れがある個人情報の国内保存義務に係る制度	
置の継続的な実施を確保するために必要な措置		(16)「定期的に確認」とは、年に1回程度又はそれ以上	_(新 設)_
として、次の措置を講じなければならない。		の頻度で確認することをいう。また、相当措置の実	
(1) 当該第三者による相当措置の実施状況並び		施状況は、外国にある第三者に提供する個人データ	
に当該相当措置の実施に影響を及ぼすおそれ		の規模及び性質並びに個人データの取扱状況等に起	
のある当該外国の制度の有無及びその内容		因するリスクに応じて、個人データを取り扱う場所	
を、適切かつ合理的な方法により、定期的に		に赴く方法又は書面により報告を受ける方法により	
確認すること		<u>確認する。</u>	
(2) 当該第三者による相当措置の実施に支障が		(17) 正会員は、第三者に個人データを提供した場合、	_(新 設)_
生じたときは、必要かつ適切な措置を講ずる		提供先の第三者が所在する外国の名称をインターネ	
とともに、当該相当措置の継続的な実施の確		ットのホームページへの掲載等により、公表すると	
保が困難となったときは、個人データの当該		ともに、定期的に更新することが望ましい。	
第三者への提供を停止すること		〔参照条文等〕保護法第28条、施行規則第18条、通則G	
7 正会員は、第5項の規定により第三者に個人	_(新 設)_	L3-6-4、外国GL、金融分野GL第13条	
データを提供した場合、本人の求めを受けたと			
きは、遅滞なく、次に掲げる情報を本人に提供			

個人情報の保護	糞に関する指針		説
新	旧	新	旧
しなければならない。また、このような情報提			
供の求めが可能である旨を、第23条に定める「個			
人情報保護宣言」に記載の上、インターネット			
のホームページへの常時掲載又は事務所の窓口			
等での掲示・備付け等により、公表しなければ			
ならない。ただし、情報提供することにより当			
該正会員の業務の適正な実施に著しい支障を及			
ぼすおそれがある場合は、その全部又は一部を			
提供しないことができる。その場合、正会員は、			
本人に対し、遅滞なくその旨を通知するととも			
<u>に、その理由を説明しなければならない。</u>			
(1) 外国にある第三者が第1項に規定する体制			
を整備する方法			
(2) 外国にある第三者が実施する相当措置の概			
要			
(3) 外国にある第三者による相当措置の実施状			
況並びに当該相当措置の実施に影響を及ぼす			
おそれのある制度の有無及びその内容の確認			
に関して、その方法及び頻度			
(4) 当該外国の名称			
(5) 外国にある第三者による相当措置の実施に			
影響を及ぼすおそれのある当該外国の制度の			
有無及びその概要			
(6) 外国にある第三者による相当措置の実施に			
関する支障の有無及びその概要			
(7)外国にある第三者による相当措置の実施に			
支障が生じた場合において、当該支障の解消・			
<u>改善のために提供元の正会員が講ずる措置の</u>			
<u>概要</u>			
(第三者提供に係る記録の作成等)	(第三者提供に係る記録の作成等)		
第13条の3 正会員は、第三者(<u>保護法第16条第</u>		(1) (略)	(1) (同 左)
2項 各号に掲げる者を除く。本条から第13条の	<u>5項</u> 各号に掲げる者を除く。本条から第13条の	(2) <u>保護法第27条</u> 第2項の規定により、オプトアウト	(2) 保護法第23条 第2項の規定により、オプトアウト
5まで同じ。)に個人データを提供した場合に	5まで同じ。) に個人データを提供した場合に	によって、第三者に個人データを提供した場合には、	によって、第三者に個人データを提供した場合には、
は、個人データを提供した年月日、当該第三者	は、個人データを提供した年月日、当該第三者	次の項目についての記録を作成すること。	次の項目についての記録を作成すること。
の氏名または名称その他の施行規則で定める事	の氏名または名称その他の施行規則で定める事	① (略)	① (同 左)
項に関する記録を作成しなければならない。	項に関する記録を作成しなければならない。	② 当該第三者の氏名又は名称及び住所並びに法人に	② 当該第三者の氏名又は名称 <u>その他の当該第三者を</u>
ただし、国内にある第三者への提供において	ただし、国内にある第三者への提供において	<u>あっては、その代表者(法人でない団体で代表者又</u>	<u>特定するに足りる事項</u> (不特定かつ多数の者に対し

新は、次の第1号から第7号に該当する場合、記録の作成を要しないものとする。また、外国にある第三者への提供においては、次の第1号から第4号に該当する場合、また、当該第三者が施行規則で定める基準を満たしているものであって、 保護法第27条 第5項各号に	録の作成を要しないものとする。	新 は管理人の定めのあるものにあっては、その代表者 又は管理人)の氏名 (不特定かつ多数の者に対して	旧 て提供したときは、その旨)
録の作成を要しないものとする。 また、外国にある第三者への提供においては、 次の第1号から第4号に該当する場合、また、 当該第三者が施行規則で定める基準を満たして	録の作成を要しないものとする。 また、外国にある第三者への提供においては、		て提供したときは、その旨)
また、外国にある第三者への提供においては、 次の第1号から第4号に該当する場合、また、 当該第三者が施行規則で定める基準を満たして	また、外国にある第三者への提供においては、	又は管理人)の氏名 (不特定かつ多数の者に対して	
次の第1号から第4号に該当する場合、また、 当該第三者が施行規則で定める基準を満たして			
当該第三者が施行規則で定める基準を満たして	次の第1早から第4早に該当する場合 また	提供したときは、その旨)	
	100分170分47に83133001、よに、	③・④ (略)	③・④ (同 左)
いるものであって 促進注第97条第5項久早に	当該第三者が施行規則で定める基準を満たして	(3)保護法 <u>第27条</u> 第1項又は <u>第28条第1項</u> の規定によ	(3)保護法 <u>第23条</u> 第1項又は <u>第24条</u> の規定により、第
「 v a b v c w b c 、 K 酸 k h a k h b a な a b c	いるものであって、 保護法第23条 第5項各号に	り、第三者に個人データを提供した場合には、次の	三者に個人データを提供した場合には、次の項目に
掲げる場合、記録の作成を要しないものとする。	掲げる場合、記録の作成を要しないものとする。	項目についての記録を作成すること(都度本人の同	ついての記録を作成すること(都度本人の同意を得
(1) ~ (7) (略)	(1)~(7) (同 左)	意を得る場合 ※第三者が国内にあっても外国にあ	る場合 ※第三者が国内にあっても外国にあっても
		っても同じ)。	同じ)。
		① 保護法 <u>第27条</u> 第1項又は <u>第28条第1項</u> の本人の同意	① 保護法 <u>第23条</u> 第1項又は <u>第24条</u> の本人の同意を得
		を得ている旨	ている旨
		② 当該第三者の氏名又は名称及び住所並びに法人に	② 当該第三者の氏名又は名称その他の当該第三者を
		あっては、その代表者(法人でない団体で代表者又	特定するに足りる事項 (不特定かつ多数の者に対し
		は管理人の定めのあるものにあっては、その代表者	て提供したときは、その旨)
		又は管理人)の氏名 (不特定かつ多数の者に対して	
		提供したときは、その旨)	
		③・④ (略)	③・④ (同 左)
		$(4) \sim (7)$ (略)	(4)~(7 (同 左)
		〔参照条文等〕 保護法第29条 、第25条、 確認記録GL	〔参照条文等〕 保護法第23条 、第25条、 確認記録GL2 、
			<u>3</u>
(第三者提供を受ける際の確認等)	(第三者提供を受ける際の確認等)		
第13条の4 正会員は、第三者から個人データの	第13条の4 正会員は、第三者から個人データの	(1)・(2) (略)	(1)・(2) (同 左)
提供を受けるに際し、次に掲げる場合を除き、	提供を受けるに際し、次に掲げる場合を除き、	(3) 第三者から個人データの提供を受けた場合は、次	(3) (同 左)
当該第三者の氏名又は名称及び住所並びに法人	当該第三者の氏名又は名称及び住所並びに法人	の項目についての記録を作成すること。	
にあってはその代表者(法人でない団体で代表	にあってはその代表者(法人でない団体で代表	① 個人情報取扱事業者からオプトアウトにより個人	① 個人情報取扱事業者からオプトアウトにより第三
者又は管理人の定めのあるものにあってはその	者又は管理人の定めのあるものにあってはその	データの 第三者提供を受けた場合	者提供を受けた場合
代表者又は管理人)の氏名、当該第三者による	代表者又は管理人)の氏名、当該第三者による	イ~へ (略)	イ~へ (同 左)
当該個人データの取得の経緯の確認を行い、 保	当該個人データの取得の経緯の確認を行い、 保	② 個人情報取扱事業者から都度の本人の同意により	② 個人情報取扱事業者から都度の本人の同意により
護法第 30 条 第3項に定める事項に関する記録	護法第 26 条第3項に定める事項に関する記録	<u>個人データの</u> 第三者提供を受けた場合	第三者提供を受けた場合
を作成しなければならない。	を作成しなければならない。	イ 保護法第27条第1項又は第28条第1項の本人の	イ 保護法第23条第1項又は第24条 の本人の同意
ただし、実質的に「提供者」による提供では	ただし、実質的に「提供者」による提供では	同意を得ている旨	を得ている旨
ないものについては、確認・記録義務は適用さ	ないものについては、確認・記録義務は適用さ	口~ホ (略)	ロ~ホ (同 左)
れない。	れない。	③ 個人関連情報取扱事業者から保護法第31条第1項	(新 設)
(1) ~ (7) (略)	(1)~(7) (同 左)	の規定による個人関連情報の提供を受けて個人デー	
		タとして取得した場合	
		ている旨及び外国にある個人情報 取扱事業者にあ	

個人情報の保護	に関する指針	解	説
新	旧	新	旧
		っては、同項第2号の規定による情報の提供が行わ	
		<u>れている旨</u>	
		ロ 当該第三者の氏名又は名称及び住所並びに法人に	
		<u>あっては、その代表者(法人でない団体で代表者又</u>	
		<u>は管理人の定めのあるものにあっては、その代表者</u>	
		<u>又は管理人)の氏名</u>	
		ハ 当該個人データによって識別される本人の氏名そ	
		<u>の他の当該本人を特定するに足りる事項</u>	
		ホ 当該個人関連情報の項目	
		④ 私人などから個人データの第三者提供を受けた場	③ 私人などから第三者提供を受けた場合
		合	
		イ~二 (略)	イ~ニ (同 左)
		(4) ~ (8) (略)	(4) ~ (8) (同 左)
		〔参照条文等〕 保護法第30条、第31条、施行規則第24条、	〔参照条文等〕 保護法第25条 、 第26条、確認記録GL2、
		<u>通則GL3-7-6、確認記録GL</u>	<u>4</u>
(個人関連情報の第三者提供の制限)_	_(新 設)_	_(1)「個人データとして取得する」について	_(新 設)_
第13条の5 正会員は、第三者が個人関連情報		「個人データとして取得する」とは、提供先の第三	
(第2条第11号に掲げる個人関連情報データベ		者において、個人データに個人関連情報を付加する	
ース等を構成するものに限る。以下この条にお		<u>等、個人データとして利用しようとする場合をいう。</u>	
いて同じ。) を個人データとして取得すること		提供先の第三者が、提供を受けた個人関連情報を、	
が想定されるときは、第13条第1項各号に掲げ		ID 等を介して提供先が保有する他の個人データに	
る場 合を除くほか、次に掲げる事項について、		付加する場合には、「個人データとして取得する」場	
あらかじめ確認しないで、当該個人関連情報を		<u>合に該当する。</u>	
当該第三者に提供してはならない。		(2)「想定される」について	
(1) 当該第三者が正会員から個人関連情報の提		「想定される」とは、提供元の個人関連情報取扱事	
供を受けて本人が識別される個人データとし		業者において、提供先の第三者が「個 人データとし	
て取得することを認める旨の当該本人の同意		て取得する」ことを現に想定している場合、又は一	
が得られていること		般人の認識(※)を基準 として「個人データとして	
(2) 外国にある第三者への提供にあっては、前		取得する」ことを通常想定できる場合をいう。	
号の本人の同意を得ようとする場合におい		【現に想定している場合に該当する例】	
て、あらかじめ、当該外国における個人情報		① 提供元の個人関連情報取扱事業者が、顧客情報等	
の保護に関する制度、当該第三者が講ずる個		の個人データを保有する提供先の 第三者に対し、ID	
人情報の保護のための措置その他当該本人に		等を用いることで個人関連情報を個人データと紐付	
参考となるべき情報が当該本人に提供されて		<u>けて取得することが可能であることを説明している</u>	
<u> いること</u>		場合	
2 正会員は個人関連情報取扱事業者から個人関		② 提供元の個人関連情報取扱事業者が、提供先の第	
連情報の提供を受けて個人データとして取得す		三者から、個人関連情報を受領した後に個人データ	

個人情報の保護に関する指針		解	説
新	旧	新	旧
るに当たり、本人の同意を得ようとする場合(提		と紐付けて取得することを告げられている場合	
供元の個人関連情報取扱事業者に同意取得を代		【通常想定できる場合に該当する例】	
行させる場合を含む。)には、次に掲げる情報		・ 個人関連情報を提供する際、提供先の第三者において	
を本人に提供しなければならない。		当該個人関連情報を氏名等と紐付けて利用することを	
(1)対象となる個人関連情報の項目		念頭に、そのために用いる ID 等も併せて提供する場合	
(2) 個人関連情報の提供を受けて個人データと		※ここでいう「一般人の認識」とは、同種の事業を営む	
<u>して取得した後の利用目的</u>		事業者の一般的な判断力・理解力を前提とする認識を	
3 第13条の2第6項の規定は、第1項の規定に		<u>いう。</u>	
より正会員が個人関連情報を提供する場合につ		(3)「本人の同意」について	
いて準用する。		同意取得の方法としては、正会員が個人関連情報	
4 前条の記録義務の規定は、第1項の規定によ		取扱事業者から個人関連情報の提供 を受けて個人	
り正会員が確認する場合について準用する。		データとして取得するに当たって、本人の同意を得	
		る(提供元の個人関連情報取扱事業者に同意取得を	
		代行させる場合を含む。)際には、原則として書面に	
		よることとし、当該書面における記載を通じて、左	
		記情報を本人に認識させた上で同意を得ることとす	
		る。なお、正会員は、個人関連情報の提供を受けて	
		本人が識別される個人データとして取得した場合に	
		は、保護法第21条に従い、あらかじめその利用目的	
		を公表している場合を除き、速やかに、その利用目	
		<u>的を本人に通知し、又は公表しなければならないと</u>	
		<u>されていることに留意する。</u>	
		また、本人の同意は、必ずしも第三者提供のたび	
		<u>に取得しなければならないものではなく、本人が予</u>	
		<u>測できる範囲において、包括的に同意を取得するこ</u>	
		とも可能である。	
		(4) 本人の同意等の確認の方法について	
		本人から同意を得る主体は、原則として本人と接	
		点を持ち、情報を利用する主体となる提供先の第三	
		者となり、個人関連情報取扱事業者は、当該第三者	
		から申告を受ける方 法その他の適切な方法によっ	
		<u>て本人同意が得られていることを確認することにな</u>	
		<u>る。</u>	
		【第三者から申告を受ける方法に該当する事例】	
		① 提供先の第三者から口頭で申告を受ける方法	
		② 提供先の第三者が本人の同意を得ていることを誓	
		約する書面を受け入れる方法	

個人情報の保	護に関する指針	解	説
新	旧	新	旧
		【その他の適切な方法に該当する事例】	
		① 提供先の第三者が取得した本人の同意を示す書面	
		等を確認する方法	
		② 提供元の個人関連情報取扱事業者において同意取	
		<u>得を代行して、当該同意を自ら確認する方法</u>	
		(5) 個人関連情報の提供先が外国にある第三者である	
		場合について	
		本人の同意が得られていることを確認するに当た	
		って、当該同意が得られていることに加え、当該同	
		<u>意を得ようとする時点において次の情報が当該本人</u>	
		に提供されていることを確認(※1)しなければな	
		<u>らない。</u>	
		① 当該外国の名称	
		② 適切かつ合理的な方法により得られた当該外国に	
		おける個人情報の保護に関する制 度に関する情報	
		③ 当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置	
		<u>に関する情報</u>	
		ただし、次のいずれかに該当する場合には、本人同	
		意の取得時に上記の①から③までの 情報が提供され	
		ていることを確認する必要はない。	
		・当該第三者が個人の権利利益を保護する上で我が国と	
		同等の水準にあると認められる個人情報保護制度を有	
		<u>している国にある場合</u>	
		・当該第三者が個人情報取扱事業者として講ずべき措置	
		に相当する措置を継続的に講ずるために必要な体制を	
		整備している場合 (※2)	
		※1 本人から同意を得る主体は、原則として本人と接	
		点を持ち、情報を利用する主体となる提供先の第三	
		者となり、正会員は、書面の提示を受ける方法その	
		他の適切な方法によって必要な情報の提供が行われ	
		ていることを確認しなければならない。	
		【書面の提示を受ける方法に該当する事例】	
		① 提供先の第三者が本人に対して保護法第31条第1	
		項第2号の規定による情報の提 供を行う際に使用	
		<u>している書面の提示を受ける方法</u>	
		② 提供先の第三者が本人に対してホームページ上で	
		保護法第31条第1項第2号の規 定による情報の提	

個人情報の保護	糞に関する指針	解	説
新	旧	新	IE
		供を行っている場合において、当該ホームページの	
		写しの提示を受ける方法	
		③ 提供先の第三者が本人に対して保護法第31条第1	
		項第2号の規定による情報の提 供を行っているこ	
		<u>とを誓約する書面を受け入れる方法</u>	
		【その他の適切な方法に該当する事例】	
		① 提供先の第三者が本人に対してホームページ上で	
		保護法第31条第1項第2号の規 定による情報の提	
		供を行っている場合において、当該ホームページの	
		記載内容を確認する方法	
		② 提供元の個人関連情報取扱事業者において同意取	
		<u>得を代行している場合において、同意取得に当たっ</u>	
		<u>て必要な情報が提供されていることを自ら確認する</u>	
		※2 第3項の準用規定があるため、第13条の2第6項	
		 _(6) 正会員が確認を行った場合は、次の項目について	
		の記録を作成すること。	
		① 保護法第31条第1項第1号の本人の同意が得られ	
		ていることを確認した旨及び外国 にある第三者へ	
		の提供にあっては、同項第2号の規定による情報の	
		③ 当該第三者の氏名又は名称及び住所並びに法人に	
		は管理人の定めのあるものにあっては、その代表者	
		又は管理人。)の氏名	
		(7)確認した上記(6)の内容について、文書、電磁	
		的記録又はマイクロフィルムにより記録を作成する	
		<u> </u>	
		 。 <u>[</u> 参照条文等]保護法第16条、第31条、施行規則第26条、	
		第27条、第28条、通則GL3-7、金融分野GL第14条	
 (第三者提供時の記録に係る保存期間)	(第三者提供時の記録に係る保存期間)		
第13条の6 第13条の3、第13条の4及び第13条	第13条の <u>5</u> 第13条の3 <u>及び</u> 第13条の4に従い作	 (1)個人データ 又は個人情報関連 の第三者提供があっ	 (1)個人データの第三者提供があった場合には、次に
の5に従い作成した記録については、当該記録	成した記録については、当該記録を作成した日	た場合には、次に掲げる場合に従い、作成した記録	掲げる場合に従い、作成した記録を保存すること。
を作成した日から施行規則で定める期間保存し	から施行規則で定める期間保存しなければなら	を保存すること。	
で17%でにすがり應日が別くだめる朔田本竹で	4、フルビログRMIC AE V2 の対用で行 しょり 4 いよんり	で N/ IT 1 'ひ C C 0	

個人情報の保証	糞に関する指針	解	説
新	旧	新	IΠ
なければならない。	ない。	① 施行規則第19第3項又は施行規則第23条第3項若	① 施行規則第12条第3項 に定める方法により記録を
		しくは施行規則第27条第3項に定める方法により記	作成する場合には、最後に当該記録に係る個人デー
		録を作成する場合には、最後に当該記録に係る個人	タの提供があった日から起算して1年を経過する日
		データ <u>又は個人関連情報</u>の 提供があった日から起算	まで
		して1年を経過する日まで	
		② 施行規則第19条第2項ただし書又は施行規則第23	② 施行規則第12条第2項又は施行規則第16条第2項
		条第2項ただし書若しくは施行規則第27条第2項た	に定める方法により記録を作成する場合には、最後
		<u>だし書</u> に定める方法により記録を作成する場合に	に当該記録に係る個人データの提供があった日から
		は、最後に当該記録に係る個人データ 又は個人関連	起算して3年を経過する日まで
		情報 の提供があった日から起算して3年を経過する	
		日まで	
		※ なお、複数人の個人データ 又は個人関連情報 の提	※ なお、複数人の個人データの提供がある場合、個
		供がある場合、個人ごとではなく一括して作成する	人ごとではなく一括して作成することもできる。こ
		こともできる。この場合、保存期間は各個人ごとに	の場合、保存期間は各個人ごとに計算する。
		計算する。	
		③ ①②以外の場合は、3年	③ ①②以外の場合は、3年
		(2) 個人データ 又は個人関連情報 の提供にあたり、伝	(2)個人データの提供にあたり、伝送日時、伝送先等
		送日時、伝送先等のログを、本項における記録の一	のログを、本項における記録の一部として利用する
		部として利用することは可能である。	ことは可能である。
		〔参照条文等〕 保護法第29条、第30条、第31条	〔参照条文等〕 保護法第 25 条、第 26 条
(保有個人データに関する事項の公表等)	(保有個人データに関する事項の公表等)		
第14条 正会員は、保有個人データに関し、次に	第14条 (同 左)	(1) 保有個人データに関する事項を「本人の知り得る	(1)保有個人データに関する事項を「本人の知り得る
掲げる事項について、本人の知り得る状態(本		状態(本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を	状態(本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を
人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含		含む。)」に置く際の具体例(第1項)	含む。)」に置く際の具体例(第1項)
む。)に置かなければならない。なお、利用目		本人が知ろうと思えば知ることができる状態をい	本人が知ろうと思えば知ることができる状態をい
的に第三者提供が含まれる場合には、第2号の		い、正会員は、その事業の態様に応じて、例えば、次	い、正会員は、その事業の態様に応じて、例えば、次
内容として、その旨を明らかにしなければなら		のような方法により、適切な措置を講ずる必要がある。	のような方法により、適切な措置を講ずる必要がある。
たい。		①・② (略)	①・② (同 左)
		③ ホームページへの継続的な掲載 <u>(保有個人データ</u>	③ ホームページへの継続的な掲載
		に関する事項が示された画面に1回程度の操作で遷	
		移するよう設定したリンクを「個人情報保護宣言」	
		に継続的に掲載することを含む。)	
		④・⑤ (略)	④・⑤ (同 左)
		〔参照条文等〕 保護法第32条、通則GL3-8-1	〔参照条文等〕 保護法第27条、通則GL3-5-1
(1) 正会員の名称 及び住所並びに代表者の氏名	(1) 正会員の名称	〔参照条文等〕 保護法第32条、通則GL3-8-1	〔参照条文等〕 保護法第 27 条、通則G L 3-5-1
(2) (略)	(2) (同 左)	・ 利用目的に第三者提供が含まれる場合は、その旨	・ 利用目的に第三者提供が含まれる場合は、その旨
		も明らかにすること。	も明らかにすること。

個人情報の保護に関する指針		解説	
新	lH .	新	旧
		〔参照条文等〕 保護法第 32 条、通則G L 3−8−1	〔参照条文等〕 保護法第 27 条、通則G L 3−5−1
(3) 次項の規定による求め又は次条第1項 (同	(3) 次項の規定による求め又は次条第1項、第	〔参照条文等〕 保護法第 32 条、通則G L 3−8−1	〔参照条文等〕 保護法第 27 条、通則G L 3−5−1
条第3項において準用する場合を含む。)、	16条第1項若しくは第17条第1項 若しくは第		
第16条第1項若しくは第17条第1項 <u>から第3</u>	2項 の規定による請求に応じる手続(第20条		
項 の規定による請求に応じる手続(第20条の	の規定により手数料の額を定めたときは、そ		
規定により手数料の額を定めたときは、その	の手数料の額を含む。)		
手数料の額を含む。)			
(4) 保有個人データの安全管理のために講じ	_(新 設)_	〔参照条文等〕保護法第 32 条、施行令第 10 条、通則G	<u>(新 設)</u>
た措置(本人の知り得る状態(本人の求めに		<u>L 3-8-1</u>	
応じて遅滞なく回答する場合を含む。)に置			
くことにより当該保有個人データの安全管理			
に支障を及ぼすおそれがあるものを除く。)			
(<u>5</u>) (略)	(<u>4</u>) (同 左)	〔参照条文等〕 保護法第32条、通則GL3-8-1	〔参照条文等〕 保護法第27条、通則GL3-5-1
(<u>6</u>) (略)	(<u>5</u>) (同 左)	〔参照条文等〕 保護法第32条、通則GL3-8-1	〔参照条文等〕 保護法第27条、通則GL3-5-1
2 (略)	2 (同 左)	(2)「通知」の方法の具体例(第2項及び第3項)	(2)「通知」の方法の具体例(第2項及び第3項)
		例えば、次のような方法がある。	例えば、次のような方法がある。
		① 書面を直接渡すことによる通知	① 書面を直接渡すことによる通知
		② 口頭又は自動応答装置などによる通知	② ロ頭又は自動応答装置などによる通知
		③ 電子メール等、FAXなどにより送信し、又は書面	③ 電子メール等、FAXなどにより送信し、又は書面
		を郵便等で送付することによる通知	を郵便等で送付することによる通知
		〔参照条文等〕: 保護法第32条、施行令第10条、通則GL	〔参照条文等〕: 保護法第 27 条、施行令第 8 条、通則 G
		2-14、G L 3-8-1、金融分野G L 第15条	<u>L2-10、GL3-5-1、金融分野GL第12条</u>
3 (略)	3 (同 左)	〔参照条文等〕 保護法第32条、通則GL3-8-1	〔参照条文等〕 保護法第27条、通則GL3-5-1
(開 示)	(開 示)		
第15条 正会員は、本人から、当該本人が識別さ	第15条 正会員は、本人から、当該本人が識別さ	(1) 電磁的記録の提供による方法については、正会員	_(新 設)_
れる保有個人データの開示(存在しないときに	れる保有個人データの開示(存在しないときに	がファイル形式や記録媒体など具体的な方法を定める	
はその旨を知らせることを含む。) の請求を受	はその旨を知らせることを含む。) の請求を受	ことができるが、可読性・検索性のある形式による提	
けたときは、本人に対し、 電磁的記録の提供に	けたときは、本人に対し、 <u>書面の交付による方</u>	供や、技術的に可能な場合には、他の事業者へ移行可	
よる方法、書面の交付による方法、その他正会	法(開示の請求を行った者が同意した方法があ	能な形式による提供を含め、できる限り本人の要望に	
<u>員が定める方法のうち本人が請求した方法(当</u>	<u>るときはその方法)</u> により、遅滞なく、当該保	沿った形で対応することが望ましい。	
該方法による開示に多額の費用を要する場合そ	有個人データを開示しなければならない。ただ	(<u>2</u>)「 電磁的記録の提供による方法 」の具体例(第1項)	(1)「開示の請求を行った者が同意した方法」の具体例
の他の当該方法による開示が困難である場合に	し、開示することにより次のいずれかに該当す	例えば、次のような方法がある。	(第1項)
あっては、書面の交付による方法) により、遅	る場合は、その全部又は一部を開示しないこと		例えば、次のような方法がある。
滞なく、当該保有個人データを開示しなければ	ができる。	① 電磁的記録をCD-ROM等の媒体に保存して、当該	① 電子メール等による方法
ならない。ただし、開示することにより次のい	(1) 本人又は第三者の生命、身体、財産その他	媒体を郵送する方法	
ずれかに該当する場合は、その全部又は一部を	の権利利益を害するおそれがある場合	② 電磁的記録を電子メールに添付して送信する方法	② 電話による方法
開示しないことができる。		③ 会員専用サイト等のウェブサイト上で電磁的記録	<u>(新 設)</u>

1		個人情報の保証	護に関する指針	†	解	説
(3) 「全の他正金員は変めるが後、の見格質(第一項)		新		旧	新	Iβ
(現土は、次のようた方式がある。 (3) 血会員が落立した場所に対する音声が一夕の趣取 (5) 正金員が落立した場所に対する音声が一夕の趣取 (6) 正金員が指立した場所に対すると言うの選集 (4) 「発力強による関係が規則である場合」の具体 (4) 「発力強による関係が表合」の具体 (5) 例えば、次のような場合 (5) (6) (7) (7) (7) (8) (7) (8) (7) (8) (8) (8) (8) (9) (9) (9) (9) (9) (9) (9) (9) (9) (9	(1) 本人	又は第三者の生命、身体、財産そ			<u>を</u> ダウンロードしてもらう方法	
(4) 「国語方法に支援所述の対で支持の関係 (4) 「国語方法に支援所述の対で支持の関係 (4) 「国語方法に支援所述の対で支持の関係 (4) 「国語方法に支援所述の対で支持の関係 (4) 「国語方法に支援所述の対策を発命」の具体 例(第1項) (2) (4) (5) (5) (6) (6) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7	の他の権利利	益を害するおそれがある場合			(3)「その他正会員が定める方法」の具体例(第1項)	_(新 設)_
					例えば、次のような方法がある。	
(4) 「当該が無による間示が困難である場合」の具体 例 第 1 項 例 2 は、					① 正会員が指定した場所における音声データの聴取	
例(第1页 例えば、次のような事例がある。					② 正会員が指定した場所における文書の閲覧	
例えば、次のような事例がある。					(4)「当該方法による開示が困難である場合」の具体	_(新 設)_
- 本人が電磁的影験の選供による関大を確求した場合であって、正会見が当成研究機関と応じまた。 正会見が当成研究機関と応じまたが、正金見が当成研究機関となど大力。成後を行わなければならないような場合 (5) (8) (2) (同 左) (2) (可 左) (2) (2) (可 左) (2) (2) (可 左) (2) (2) (可 左) (2) (可 左) (2) (2) (2) (可 左) (2) (2) (2) (2) (2) (2) (2) (2) (2) (2					例(第1項)	
空島って、正会員が当該開売請求 に応じるために、大規模なシンテム破象を行わなければならないような場合 (5) (16) (16) (2) (同 左) (利用来です) (2) (同 左) (2) (同 左) (利用来です) (2) (同 左) (2) (同 左) (2) (利用来です) (日本の) (2) (同 左) (2) (利用来です) (日本の) (月上来です) (日本の) (月上来です) (日本の) (月上来です) (日本の) (月上来です) (日本の) (日本					例えば、次のような事例がある。	
上京じるために、大規模なシステム改修を行わなければならないような場合 (5) (場) (2) (同 左) (場所を大学) 保護法第33条、通則GL3-8-2 (2) (同 左) (参照を大学) 保護法第33条、通則GL3-8-2 (2) (同 左) (参照を大学) 保護法第33条、通則GL3-8-2 (2) (同 左) (参照を大学) 保護法第28条、通則GL3-6-2 (3) (所 名) (利 左) (必 (の 左) (本 元がある場合) に終当する何 (常 1項名 2 号) 何えば、次のような場合が認当するの (の 左) (の 全) (同 左) (回 左) (の 全) (同 左) (回 左)					・本人が電磁的記録の提供による開示を請求した場合	
1					であって、正会員が当該開示請求	
(2) (同 左) (第 1条) (第 1条) (第 1条) (1条) (2) (回 左) (1条) (2) (回 左) (1条) (2) (18) (2) (2) (18) (2) (2) (2) (2) (2) (2) (2) (2) (2) (2					に応じるために、大規模なシステム改修を行わなけ	
(2) (南 左) ((東 京) 保護法第33条、通明GL3-8-2 (東 京 次 文) 保護法第28条、通明GL3-5-2 ((2) (南 左) (東 京) 保護 (東 京) では (東 京) 保護 (東					ればならないような場合	
(2) ((南) (三) ((南) (南) (南) (南) (南) (東京中央政策に著しい支障を及ぼすおそれがある場合」に該当する例(第1項第2号)例えば、次のような場合が該当する。 ①→② ((南) ② (東京) (東					(<u>5</u>) (略)	(<u>2</u>) (同 左)
おそれがある場合」に該当する例(第1項第2号) 例えば、次のような場合が該当する。 ① ② ② 企業秘密の保護の必要性が、本人が正会員における保育個人データの取扱い等を根握する必要性を上回る特別の事情 ② 電磁的配録の歴世にふさわしい音声・動画ファイル等のデータを、あえて重価で請求することにより、業務上著しい支陣を及ぼす恐れがある場合 ② ② 全業秘密が保護の必要性が、本人が正会員における・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・					〔参照条文等〕 保護法第33条、通則GL3-8-2	〔参照条文等〕 保護法第28条、通則GL3-5-2
(場) (場) (場) (場) (原) (原) (原) (原) (原) (原) (原) (原) (原) (原	(2)	(略)	(2)	(同 左)	(6)「正会員の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼす	(3)「正会員の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼす
①〜② (隔 左) ② 企業秘密の保護の必要性が、木人が正会員における保育個人データの取扱い等を把握する必要性を上面を特別の事情 ② 電機的記録の提供にふさわしい音声・動画ファイル等のデータを、あえて書面で請求することにより、業務上著しい支障を及ぼす恐れがある場合 (所 後) 「海豚条文等」保護注第30条、通則GL3-8-2 (3) (略) (3) (同 左) (8) (種) (2) (同 左) (8) (他) (福) (同 左) (8) (他) (福) (同 左) (8) (他) (福) (同 左) (8) (他) (相) (同 左) (8) (他) (相) (同 左) (8) (他) (相) (日 左) (本照条文等」保護注第28条、通則GL3-5-2 (本照条文等)保護注第28条、通則GL3-5-2 (本 (本) (本 (東西 (本) (西) (東西 (本) (東西 (東西 (本) (東西 (本) (東西 (本) (東西 (西) (東西 (西) (東西 (西) (西					おそれがある場合」に該当する例(第1項第2号)	おそれがある場合」に該当する例(第1項第2号)
(3) 企業秘密の保護の必要性が、本人が正会員における保育個人データの取扱い等を把握する必要性を上回る特別の事情 (4) 電磁的記録の機供にふさわしい音声・動画ファイル等のデータを、あえて書画で請求することにより、業務上着しい支障を及ぼす恐れがある場合 (7) (郷) (郷) (同 左) (銀) (同 左) (郷) (同 左) (別) (同 左) (郷) (同 左) (第) (日) (日) (日) (日) (日) (日) (日) (日) (日) (日					例えば、次のような場合が該当する。	例えば、次のような場合が該当する。
3.保有個人データの取扱い等を把握する必要性を上回名特別の事情 ④ 重磁的配録の提供にふさわしい音声・動画ファイル等のデータを、あえて書面で請求することにより、業務上著しい文庫を及ぼす恐れがある場合 (ア) (略) (の) (の) (の) (の) (の) (の) (の) (の) (の) (の					①~② (略)	①~② (同 左)
回る特別の事情					③ 企業秘密の 保護の必要性が、本人が正会員におけ	③ 企業秘密が明らかになるおそれがある場合
(新一般)					<u>る保有個人データの取扱い等を把握する必要性を上</u>	
					<u>回る特別の事情</u>	
業務上著しい支障を及ぼす恐れがある場合 (7) (略) (4) (同 左) (参照条文等) 保護法第33条、通則GL3-8-2 (3) (略) (3) (同 左) (8) 「他の法令に違反することとなる場合」とは、例えば、刑法第134条(秘密漏示罪)や電気通信事業法第4条(通信の秘密の保護)に違反することとなる場合が該当する(第1項第3号)。また、他の法令の規定により、保護法第33条第2項本文に規定する方法に相当する方法により当該本人が識別される保有個人データを開示することとされる場合には、保護法第33条第1項及び第2項の規定は適用されず、当該他の法令の規定が適用されず、当該他の法令の規定が適用されず、当該他の法令の規定が適用されず、当該他の法令の規定が適用されている場合には、保護法第28条第1項及び第2項の					④ 電磁的記録の提供にふさわしい音声・動画ファイ	_(新 設)
(7) (略) (4) (同 左) (参照条文等) 保護法第33条、通則GL3-8-2 (参照条文等) 保護法第28条、通則GL3-5-2 (多照条文等) 保護法第28条、通則GL3-5-2 (多照条文等) 保護法第28条、通則GL3-5-2 (多照条文等) 保護法第28条、通則GL3-5-2 (多照条文等) 保護法第28条、通則GL3-5-2 (多照条文等) 保護法第28条 (郵間の扱名の保護) に違反することとなる場合が該当する(第1項第3号)。 また、他の法令の規定により、保護法第33条第2 項本文に規定する方法には当する方法により当該本人が識別される保有個人データを開示することとも、 1項及び政令第9条に定める方法に相当する方法(書面の交付による方法(開示の請求を行った者が同意した方法があるときは、当該方法))により当該本人の規定は適用されず、当該他の法令の規定が適用される保有個人データを開示することとされる。 でいる場合には、保護法第33条第1項及び第2項の					ル等のデータを、あえて書面で請求することにより、	
(3) (略) (3) (同 左) (8) 「他の法令に違反することとなる場合」とは、例え (5) 「他の法令に違反することとなる場合」とは、例え (5) 「他の法令に違反することとなる場合」とは、例え は、刑法第134条(秘密漏示罪)や電気通信事業法第 4条(通信の秘密の保護)に違反することとなる場合が該当する(第1項第3号)。 また、他の法令の規定により、保護法第33条第2 項本文に規定する方法には当する方法により当該本人が識別される保有個人データを開示することとされる場合には、保護法第33条第1項及び第2項の規定は適用されず、当該他の法令の規定が適用されず、当該他の法令の規定が適用されず、当該他の法令の規定が適用されず、当該他の法令の規定が第2項のが識別される保有個人データを開示することとされている場合には、保護法第33条第1項及び第2項のが識別される保有個人データを開示することとされている場合には、保護法第28条第1項及び第2項のが識別される保有個人データを開示することとされている場合には、保護法第28条第1項及び第2項の					業務上著しい支障を及ぼす恐れがある場合	
(3) (同 左) (8)「他の法令に違反することとなる場合」とは、例えば、刑法第134条(秘密漏示罪)や電気通信事業法第4条(通信の秘密の保護)に違反することとなる場合が該当する(第1項第3号)。 (5)「他の法令に違反することとなる場が、刑法第134条(秘密漏示罪)や電気通信事業法第4条(通信の秘密の保護)に違反することとなる場合が該当する(第1項第3号)。 4条(通信の秘密の保護)に違反することとなる場合が該当する(第1項第3号)。 4条(通信の秘密の保護)に違反することとなる場合が該当する(第1項第3号)。 4条(通信の秘密の保護)に違反することとなる場合が該当する(第1項第3号)。 4条(通信の秘密の保護)に違反することとなる場合が該当する(第1項第3号)。 4条(通信の秘密の保護)に違反することとなる場合が該当する(第1項第3号)。 4条(通信の秘密の保護)に違反することとなる場合が該当する(第1項第3号)。 4条(通信の秘密の保護)に違反することとなる場合が該当する(第1項第3号)。 4条(通信の秘密の保護)に違反することとなる場合が該当する(第1項第3号)。 また、他の法令の規定により、保護法第28条第2項及び政令第9条に定める方法に相当する方法(書面の交付による方法(開示の請求を行った者が同意した方法があるとさは、当該方法)により当該本人の規定は適用されず、当該他の法令の規定が適用されず、当該他の法令の規定が適用される。 項及び第2項の で大方法があるとさは、当該方法))により当該本人が識別される保有個人データを開示することとされている場合には、保護法第28条第1項及び第2項の					(<u>7</u>) (略)	(<u>4</u>) (同 左)
ば、刑法第134条(秘密漏示罪)や電気通信事業法第 4条(通信の秘密の保護)に違反することとなる場合が該当する(第1項第3号)。 また、他の法令の規定により、保護法第33条第2 項本文に規定する方法に相当する方法により当該本人が識別される保有個人データを開示することとされれている場合には、保護法第33条第1項及び第2項の規定は適用されず、当該他の法令の規定が適用されず、当該他の法令の規定が適用されず、当該他の法令の規定が適用されず、当該他の法令の規定が適用されている場合には、保護法第28条第1項及び第2項の					〔参照条文等〕 保護法第33条、通則GL3-8-2	〔参照条文等〕 保護法第 28 条、通則G L 3-5-2
4条(通信の秘密の保護)に違反することとなる場合が該当する(第1項第3号)。 また、他の法令の規定により、保護法第33条第2 項本文に規定する方法に相当する方法により当該本人が識別される保有個人データを開示することとされている場合には、保護法第33条第1項及び第2項の規定は適用されず、当該他の法令の規定が適用されず、当該他の法令の規定が適用されず、当該他の法令の規定が適用されず、当該他の法令の規定が適用されている場合には、保護法第28条第1項及び第2項の	(3)	(略)	(3)	(同 左)	(8)「他の法令に違反することとなる場合」とは、例え	(<u>5</u>)「他の法令に違反することとなる場合」とは、例え
合が該当する(第1項第3号)。 また、他の法令の規定により、保護法第33条第2 項本文に規定する 方法に相当する方法により当該本 人が識別される保有個人データを開示することとさ れている場合には、保護法第33条第1項及び第2項 の規定は適用されず、当該他の法令の規定が適用さ れる。 お前別される保有個人データを開示することとされ の規定は適用されず、当該他の法令の規定が適用さ ないる場合には、保護法第28条第1項及び第2項の					ば、刑法第134条(秘密漏示罪)や電気通信事業法第	ば、刑法第134条(秘密漏示罪)や電気通信事業法第
また、他の法令の規定により、保護法第33条第2 項本文に規定する方法に相当する方法により当該本 人が識別される保有個人データを開示することとさ れている場合には、保護法第33条第1項及び第2項 の規定は適用されず、当該他の法令の規定が適用さ れる。 また、他の法令の規定により、保護法第28条第2 項及び政令第9条に定める方法に相当する方法(書 面の交付による方法(開示の請求を行った者が同意 した方法があるときは、当該方法))により当該本人 が識別される保有個人データを開示することとされ でいる場合には、保護法第28条第1項及び第2項の					4条(通信の秘密の保護)に違反することとなる場	4条(通信の秘密の保護)に違反することとなる場
項本文に規定する 力法に相当する方法には当する方法には当該本 人が識別される保有個人データを開示することとされている場合には、 保護法第33条 第1項及び第2項の規定は適用されず、当該他の法令の規定が適用されず、当該他の法令の規定が適用されず、当該他の法令の規定が適用されず、当該他の法令の規定が適用されず、当該他の法令の規定が適用されず、当該他の法令の規定が適用されず、当該他の法令の規定が適用されず、当該他の法令の規定が適用されている場合には、 (保護法第28条)第1項及び第2項の					合が該当する(第1項第3号)。	合が該当する(第1項第3号)。
人が識別される保有個人データを開示することとさ れている場合には、保護法第33条第1項及び第2項 の規定は適用されず、当該他の法令の規定が適用さ れる。面の交付による方法 (開示の請求を行った者が同意 した方法があるときは、当該方法)) が識別される保有個人データを開示することとされている場合には、保護法第28条第1項及び第2項の					また、他の法令の規定により、 保護法第33条第2	また、他の法令の規定により、 保護法第28条第2
れている場合には、 の規定は適用されず、当該他の法令の規定が適用されず、					項本文に規定する 方法に相当する方法により当該本	項及び政令第9条に定める 方法に相当する方法(晝
の規定は適用されず、当該他の法令の規定が適用さ が識別される保有個人データを開示することとされ れる。 ている場合には、保護法第28条					人が識別される保有個人データを開示することとさ	<u>面の交付による方法(開示の請求を行った者が同意</u>
れる。					れている場合には、 <u>保護法第33条</u> 第1項及び第2項	<u>した方法があるときは、当該方法))</u> により当該本人
					の規定は適用されず、当該他の法令の規定が適用さ	が識別される保有個人データを開示することとされ
規定は適用されず、当該他の法令の規定が適用され					れる。	ている場合には、 保護法第28条 第1項及び第2項の
						規定は適用されず、当該他の法令の規定が適用され

個人情報の保護に関する指針			
新	旧	新	旧
			る。
		〔参照条文等〕 保護法第33条、通則GL3-8-2	〔参照条文等〕 保護法第28条、通則GL3-5-2
2 正会員は、前項の規定による請求に係る保有	2 正会員は、前項の規定による請求に係る保有	(<u>9</u>) (野)	(<u>6</u>) (同 左)
個人データの全部 <u>若しくは</u> 一部について開示し	個人データの全部 <u>又は</u> 一部について開示しない	〔参照条文等〕 保護法第33条、施行令第11条、通則G L	〔参照条文等〕 保護法第28条、施行令第9条、通則GL
ない旨の決定をしたとき <u>、</u> 当該保有個人データ	旨の決定をしたとき <u>又は</u> 当該保有個人データが	2-14、G L 3-8-2、金融分野G L 第17条	2-10、G L 3-5-2、金融分野G L 第13条
が存在しないとき 又は本人が請求した方法によ	存在しないときは、本人に対し、遅滞なく、そ		
る開示が困難であるとき は、本人に対し、遅滞	の旨を通知しなければならない。また、その決		
なく、その旨を通知しなければならない。 <u>なお、</u>	定の理由について、根拠とした法の条文及び判		
本人が請求した方法による開示が困難であると	断の基準となる事実を示して説明することとす		
<u>きは、その旨を本人に通知したうえで、書面の</u>	る。		
<u>交付による方法により開示を行わなければなら</u>			
ない。 また、その決定の理由について、根拠と			
した法の条文及び判断の基準となる事実を示し			
て説明することとする。			
3 前2項の規定は当該本人が識別される個人	(新 設)_	(10)「第三者提供記録」について	_(新 設)_
データに係る第13条の3及び第13条の4の規定		第三者提供記録とは、保護法第29条第1項及び第	
による第三者提供記録(その存否が明らかにな		30条第3項の記録のうち、次に掲げる ものを除いた	
<u>ることにより公益その他の利益が害されるもの</u>		<u>ものをいう。</u>	
として施行令で定めるものを除く。) について		① 当該記録の存否が明らかになることにより、本人又	
<u>準用する</u>		は第三者の生命、身体又は財産に危害が及ぶおそれが	
		<u>あるもの</u>	
		② 当該記録の存否が明らかになることにより、違法又	
		は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがあるも	
		<u>Ø</u>	
		③ 当該記録の存否が明らかになることにより、国の安	
		全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼	
		関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関と	
		<u>の交渉上不利益を被るおそれがあるもの</u>	
		④ 当該記録の存否が明らかになることにより、犯罪の	
		予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持	
		に支障が及ぶおそれがあるもの	
		〔参照条文等〕保護法第33条、施行令第11条、通則G L	
		<u>3-8-3</u>	
(訂正等)	(訂正等)		
第16条 (略)	第16条 (同 左)	(1)・(2) (略)	(1)・(2) (同 左)
		〔参照条文等〕 保護法第34条、通則GL3-8-3	〔参照条文等〕 保護法第29条、通則3-5-3
2 (略)	2 (同 左)	(3) (略)	(3) (同 左)

個人情報の保証	護に関する指針		
新	III	新	旧
		〔参照条文等〕 保護法第34条、通則G L 2−14、金融分野	〔参照条文等〕 保護法第29条、通則G L 2−10、金融分野
		<u>G L 第17条</u>	<u>G L 第14条</u>
(利用停止等)	(利用停止等)		
第17条 正会員は、本人から、当該本人が識別さ	第17条 正会員は、本人から、当該本人が識別さ	(1)・(2) (略)	(1)・(2) (同 左)
れる保有個人データが第5条 <u>若しくは第6条の</u>	れる保有個人データが第5条の規定に違反して	〔参照条文等〕 保護法第35条、通則GL3-8-5	[参照条文等] 保護法第30条、通則GL3-5-4
2 の規定に違反して取り扱われたものであると	取り扱われたものであるという理由又は第7条		
いう理由又は第7条の規定に違反して取得され	の規定に違反して取得されたという理由によっ		
たという理由によって、当該保有個人データの	て、当該保有個人データの利用の停止又は消去		
利用の停止又は消去(以下「利用停止等」とい	(以下「利用停止等」という。)の請求を受け		
う。)の請求を受けた場合であって、その請求	た場合であって、その請求に理由があることが		
に理由があることが判明したときは、違反を是	判明したときは、違反を是正するために必要な		
正するために必要な限度で、遅滞なく、当該保	限度で、遅滞なく、当該保有個人データの利用		
有個人データの利用停止等を行わなければなら	停止等を行わなければならない。ただし、当該		
ない。ただし、当該保有個人データの利用停止	保有個人データの利用停止等に多額の費用を要		
等に多額の費用を要する場合その他の利用停止	する場合その他の利用停止等を行うことが困難		
等を行うことが困難な場合であって、本人の権	な場合であって、本人の権利利益を保護するた		
利利益を保護するため必要なこれに代わるべき	め必要なこれに代わるべき措置をとるときは、		
措置をとるときは、この限りでない。	この限りでない。		
2 (略)	2 (同 左)	[参照条文等] 保護法第35条、通則GL3-8-5	[参照条文等] 保護法第30条、通則GL3-5-4
3 正会員は、本人から、当該本人が識別される	<u>(新 設)</u>	(1)「利用する必要がなくなった場合」とは、利用目的	_(新 設)_
保有個人データを当該正会員が利用する必要が		が達成され当該目的との関係では、当該保有個人デー	
なくなったという理由、当該本人が識別される		<u>タを保有する合理的な理由が存在しなくなった場合や</u>	
保有個人データに係る第22条第1項に規定する		利用目的が達成されなかったものの当該目的の前提と	
漏えい等の事態が生じたという理由その他当該		なる事業自体が中止となった場合等をいう。なお、請	
本人が識別される保有個人データの取扱いによ		<u>求の対象となっている保有個人データにつき、複数の</u>	
り当該本人の権利又は正当な利益が害されるお		利用目的がある場合、全ての利用目的との関係で「利	
<u>それがあるという理由によって当該保有個人デ</u>		用する必要がなくなった」かどうかを判断する必要が	
<u>ータの利用停止等又は第三者への提供の停止の</u>		<u>ある。</u>	
請求を受けた場合であって、その請求に理由が		(2)「本人の権利又は正当な利益が害されるおそれがあ	
あることが判明したときは、本人の権利利益の		る」とは、法目的に照らして保護に値する正当な利益	
侵害を防止するために必要な限度で、遅滞なく、		が存在し、それが侵害されるおそれがある場合をいう。	
当該保有個人データの利用停止等又は第三者へ		「正当」かどうかは、相手方である正会員との関係で	
の提供の停止を行わなければならない。ただし、		<u>決まるものであり、正会員に本人の権利利益の保護の</u>	
当該保有個人データの利用停止等又は第三者へ		必要性を上回る特別な事情がない限りは、請求に応じ	
の提供の停止に多額の費用を要する場合その他		<u>る必要がある。本人の権利利益の保護の必要性を上回</u>	
の利用停止等又は第三者への提供の停止を行う		<u>る特別な事情があるかどうかを判断するに当たって</u>	
ことが困難な場合であって、本人の権利利益を		は、例えば、以下のような事情を考慮することになる。	

個人情報の保持	護に関する指針	解	
新	旧	新	IE
保護するため必要なこれに代わるべき措置をと		①本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益	
<u>るときは、この限りでない。</u>		を保護するために当該保有個人データを取り扱う事情	
		②法令を遵守するために当該保有個人データを取り扱う	
		<u>事情</u>	
		③契約に係る義務を履行するために当該保有個人データ	
		を取り扱う事情	
		④違法又は不当な行為を防止するために当該保有個人デ	
		<u>ータを取り扱う事情</u>	
		⑤法的主張、権利行使又は防御のために当該保有個人デ	
		<u>ータを取り扱う事情</u>	
		〔参照条文等:保護法第35条、通則G L 3-8-5〕	
4 正会員は、第1項 若しくは前項 の規定による	<u>3</u> 正会員は、第1項の規定による請求に係る保	(3) (略)	(3) (同 左)
請求に係る保有個人データの全部若しくは一部	有個人データの全部若しくは一部について利用	〔参照条文等〕 保護法第35条、通則GL2-14、GL3-8-5	〔参照条文等〕 保護法第30条、通則GL2-10、GL3-5-4
について利用停止等を行ったとき若しくは利用	停止等を行ったとき若しくは利用停止等を行わ		
停止等を行わない旨の決定をしたとき又は 第2	ない旨の決定をしたとき又は前項の規定による		
項若しくは 前項の規定による請求に係る保有個	請求に係る保有個人データの全部若しくは一部		
人データの全部若しくは一部について第三者提	について第三者提供を停止したとき若しくは第		
供を停止したとき若しくは第三者提供を停止し	三者提供を停止しない旨を決定したときは、本		
ない旨を決定したときは、本人に対し、遅滞な	人に対し、遅滞なく、その旨(本人から求めら		
く、その旨(本人から求められた措置と異なる	れた措置と異なる措置を行う場合には、その措		
措置を行う場合には、その措置内容を含む。)	置内容を含む。)を通知しなければならない。		
を通知しなければならない。			
(理由の説明)	(理由の説明)		
第18条 正会員は、第14条第3項、第15条第2項	第18条 正会員は、第14条第3項、第15条第2項、	(略)	(同 左)
(同条第3項において準用する場合を含む)、	第16条第2項 <u>及び</u> 前条第3項の規定により、本	〔参照条文等〕 保護法第36条、通則GL2-14、GL3-8-6、	[参照条文等] 保護法第31条、通則GL2-10、GL3-5-5、
第16条第2項 <u>、</u> 前条第3項 及び同条第4項 の規	人から求められ、又は請求された措置の全部又	金融分野GL第17条	金融分野GL第14条
定により、本人から求められ、又は請求された	は一部について、その措置をとらない旨を通知		
措置の全部又は一部について、その措置をとら	する場合又はその措置と異なる措置をとる旨を		
ない旨を通知する場合又はその措置と異なる措	通知する場合において、本人に対しその理由を		
置をとる旨を通知する場合において、本人に対	説明する際には、措置をとらないこととし、又		
しその理由を説明する際には、措置をとらない	は異なる措置をとることとした判断の根拠及び		
こととし、又は異なる措置をとることとした判	根拠となる事実を示すこととする。		
断の根拠及び根拠となる事実を示すこととす			
る。			
(開示等の請求等に応じる手続)	(開示等の請求等に応じる手続)		
第19条 正会員は、第14条第2項、第15条第1項	第19条 正会員は、第14条第2項 <u>の規定による求</u>	(略)	(同 左)
(同条第3項において準用する場合を含む)、	<u>め又は</u> 第15条第1項、第16条第1項、第17条第	〔参照条文等〕 保護法第37条、通則GL3-8-7、 金融分野	〔参照条文等〕 保護法第32条、通則GL3-5-6、 金融分野

個人情報の保護	をに関する指針	解説	
新	旧	新	IΒ
第16条第1項、第17条第1項 <u>、</u> 第2項 <u>若しくは</u>	1項 若しくは 第2項の規定による請求(以下「開	G L第15条	G L第15条
第3項の規定による請求(以下「開示等の請求	示等の請求等」という。)に関し、以下のとお		
等」という。)に関し、以下のとおり、その受	り、その受付けの方法を定めることができる。		
付けの方法を定めることができる。この場合に	この場合において、正会員は、第23条に定める		
おいて、正会員は、第23条に定める個人情報保	個人情報保護宣言と一体として、インターネッ		
護宣言と一体として、インターネットのホーム	トのホームページでの常時掲載や営業所の窓口		
ページでの常時掲載 (保有個人データに関する	等での掲示・備付け等を行うこととする。		
事項が示された画面に1回程度の操作で遷移す			
るよう設定したリンクを「個人情報保護宣言 <u>」</u>			
に継続的に掲載することを含む。) や営業所の			
窓口等での掲示・備付け等を行うこととする。			
(1) (略)	(1) (同 左)	(1) (略)	(1) (同 左)
		〔参照条文等〕 保護法第37条、施行令第12条、通則GL	〔参照条文等〕 保護法第32条、通則GL3-5-6、金融分野
		3-8-7、金融分野GL第18条	<u>G L 第15条</u>
(2) (略)	(2) (同 左)	(2)・(3) (略)	(2)・(3) (同 左)
		〔参照条文等〕 保護法第37条、施行令第12条、通則GL	〔参照条文等〕 保護法第 32 条、通則G L 3-5-6、金融分
		3-8-7、金融分野GL第18条	野G L第 15 条
(3) (略)	(3) (同 左)	(4) (略)	(4) (同 左)
		〔参照条文等〕 保護法第37条、施行令第12条、通則GL	〔参照条文等〕 保護法第32条、通則GL3-5-6、金融分野
		3-8-7、金融分野GL第18条	<u>G L 第15条</u>
(4) 保護法第38条 第1項の手数料の金額とその	(4) 保護法第33条 第1項の手数料の金額とその	〔参照条文等〕 保護法第 37 条、施行令第 12 条、通則 G	〔参照条文等〕 保護法第 32 条、通則G L 3-5-6、金融分
徴収方法 (無料とする場合を含む。)	徴収方法 (無料とする場合を含む。)	<u>L3-8-7、金融分野GL第18条</u>	<u>野G L第 15 条</u>
(5) 開示等の請求等の対象となる保有個人デー	(5) 開示等の請求等の対象となる保有個人デー	(5)「保有個人データ 又は第三者提供記録 の特定に必要	(5)「保有個人データの特定に必要な事項」の具体例(第
タ 又は第三者提供記録 の特定に必要な事項	タの特定に必要な事項	な事項」の具体例(第1項第5号)	1 項第 5 号)
		例えば、氏名、住所、生年月日、電話番号、取引店	例えば、氏名、住所、生年月日、電話番号、取引店
		名、口座番号等が考えられる。	名、口座番号等が考えられる。
		なお、その際には、本人が容易かつ的確に開示等の	なお、その際には、本人が容易かつ的確に開示等の
		請求等をすることができるよう、当該保有個人データ	請求等をすることができるよう、当該保有個人データ
		の特定に資する情報を提供するなど、本人の利便性を	の特定に資する情報を提供するなど、本人の利便性を
		考慮することに留意する。	考慮することに留意する。
		〔参照条文等〕 保護法第37条、通則GL3-8-7、金融分野	〔参照条文等〕 保護法第 32 条、通則G L 3-5-6、金融分
		<u>G L 第18条</u>	<u>野GL第15条</u>
(6) (略)	(6) (同 左)	(6) (略)	(6) (同 左)
		〔参照条文等〕 保護法第37条、通則GL3-8-7、金融分野	〔参照条文等〕 保護法第 32 条、通則G L 3-5-6、金融分
		<u>G L 第18条</u>	<u>野G L 第 15 条</u>
2 正会員は、代理人が開示等の請求等を行う場	2 (同 左)		
合の手続として、前項各号に加えて次の事項を			

個人情報の保護に関する指針		解說	
新	旧	新	旧
定めるものとする。なお、代理人による開示等			
の請求等に対して、本人にのみ直接開示等する			
ことは妨げない。			
(1) (略)	(1) (同 左)	(7) (略)	(7) (同 左)
(2) (略)	(2) (同 左)	(8) (略)	(8) (同 左)
		〔参照条文等〕 保護法第37条、施行令第12条、通則GL	〔参照条文等〕 保護法第32条、施行令第10条、通則G L
		<u>3-8-7、金融分野GL第18条</u>	<u>3-5-6、金融分野GL第15条</u>
3 (略)	3 (同 左)		
(手数料)	(手数料)		
第20条 正会員は、第14条第2項の規定による利	第20条 正会員は、第14条第2項の規定による利	(略)	(同 左)
用目的の通知を求められたとき又は第15条第1	用目的の通知を求められたとき又は第15条第1	〔参照条文等〕 保護法第38条、通則GL3-8-8	〔参照条文等〕 保護法第33条、通則GL3-5-7
項 <u>若しくは同条第3項</u> の規定による開示の請求	項の規定による開示の請求を受けたときは、当		
を受けたときは、当該措置の実施に関し、手数	該措置の実施に関し、手数料を徴収することが		
料を徴収することができる。	できる。		
2 (略)	2 (同 左)		
(正会員による苦情の処理)	(正会員による苦情の処理)		
第21条 (略)	第21条 (同 左)	〔参照条文等〕 保護法第 40 条、通則G L 3-9、金融分野	〔参照条文等〕 保護法第 35 条、通則G L 3-6、金融分野
		<u>G L 第 19 条</u>	<u>GL第16条</u>
(個人情報等の漏えい <u>等</u> 事案への対応)	(個人情報等の漏えい事案 等 への対応)		
第22条 正会員は、 <u>施行規則第7条各号に定める</u>	第22条 正会員は、 <u>個人情報の漏えい事案等又は</u>	(1)「施行規則第7条各号に定める事態」とは、次のい	(1) 個人情報等の漏えい事案等には、滅失、毀損によ
事態を知ったときは、個人情報の保護に関する	匿名加工情報の作成に用いた個人情報から削除	<u>ずれかに該当するものをいう。</u>	<u>る事故を含む。</u>
<u> 法律についてのガイドライン(通則編) 3 - 5</u>		① 要配慮個人情報が含まれる個人データの漏えい等が	
-3(個人情報保護委員会への報告)に従って、	条第1項の規定により行った加工の方法に関す	発生し、又は発生したおそれが ある事態	
個人情報保護委員会(保護法第147条の規定によ	る情報の漏えい事案(以下「個人情報等の漏え	② 不正に利用されることにより財産的被害が生じるお	
り金融庁長官等が報告を受理する権限の委任を	い事案等」という。) の事故が発生した場合に	<u>それがある個人データの漏えい等が発生し、又は発生</u>	
受けている場合にあっては金融庁長官等、保護	は、金融庁及び本会に直ちに報告することとす	したおそれがある事態	
法第165条の規定により地方公共団体の長等が	<u>る。また、個人情報等の漏えい事案等のうち、</u>	③ 不正の目的をもって行われたおそれがある個人デー	
報告を受理する権限に属する事務を行う場合に	行政手続における特定の個人を識別するための	タの漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事	
あっては地方公共団体の長等)及び本会に報告	番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27	_	
しなければならない。また、正会員は、その取			
り扱う個人である顧客等に関する個人データの	いした場合には、あわせて個人情報保護委員会		
漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある	にも報告するものとする。	(2) (略)	(2) (同 左)
事態を知ったときは、関係法令諸規則に従って、		(3)特定個人情報の漏えい等事案の発生に際しては、	(3)特定個人情報の漏えい事案等の発生に際しては、
金融庁及び本会に報告しなければならない。な		個人情報保護委員会及び金融庁が定める特定個人情	個人情報保護委員会及び金融庁が定める特定個人情
お、 行政手続における特定の個人を識別するた		報の漏えい等事案が発生した場合の対応に従って報	報の漏えい事案 等 が発生した場合の対応に従って報
めの番号の利用等に関する法律第2条第8項に		告等する必要がある。	告等する必要がある。
定める特定個人情報が漏えいした場合には、あ		〔参照条文等〕 保護法第26条、施行規則第7条、通則G	〔参照条文等〕基本方針、 金融分野GL第17条 、 匿名加

個人情報の保護	進に関する指針	解	説	
新	旧	新		旧
わせて個人情報保護委員会にも報告するものと		<u>L3-5、</u> 基本方針、 金融分野GL第 11 条	<u>IGL</u>	
する。				
(削 除)	<u>2</u> 正会員は、 <u>個人情報等の漏えい事案等の事故</u>			
	が発生した場合には、二次被害の防止、類似事			
	<u>案の発生回避等の観点から、当該事案等の事実</u>			
	関係及び再発防止策等を早急に公表することと			
	<u>する。</u>			
<u>(削 除)</u>	<u>3</u> 正会員は、 <u>個人情報等の漏えい事案等の事故</u>			
	<u>が発生した場合には、漏えい事案等の対象とな</u>			
	った本人に速やかに当該事案等の事実関係等の			
	通知等を行うこととする。			
2 正会員は、次に掲げる事態(前項に規定する事	<u>(新 設)</u>			
態を除く。)を知ったときは、前項の規定に準				
じて、金融庁及び本会に報告することとする。				
(1)その取り扱う個人情報の漏えい等が発生し、				
又は発生したおそれがある事態				
(2) その取り扱う仮名加工情報に係る削除情報				
等(保護法第41条第1項の規定により行われ				
た加工の方法に関する情報にあっては、その				
情報を用いて仮名加工情報の作成に用いられ				
た個人情報を復元することができるものに限				
る。次項において同じ。)又は匿名加工情報				
に係る加工方法等情報の漏えいが発生し、又				
<u>は発生したおそれがある事態</u>				
<u>3</u> 正会員は、 <u>施行規則第7条各号に定める事態</u>	(新 設)			
<u>を知ったときは、個人情報の保護に関する法律</u>				
<u>についてのガイドライン(通則編)3-5-4</u>				
<u>(本人への通知)に従い、本人への通知等を行</u>				
<u>わなければならない。</u>				
また、正会員は、次に掲げる事態(施行規則				
第7条各号に定める事態を除く。)を知ったと				
きも、これに準じて、本人への通知等を行うこ				
ととする。				
(1) その取り扱う個人データ(仮名加工情報で				
ある個人データを除く。)の漏えい等が発生				
し、又は発生したおそれがある事態				
(2) その取り扱う個人情報(仮名加工情報であ				

個人情報の保護に関っ	 する指針	角军 第二章	説
新	旧	新	lΗ
る個人情報を除く。) の漏えい等が発生し、			
<u>又は発生したおそれがある事態</u>			
(3) その取り扱う仮名加工情報に係る削除情報			
等又は匿名加工情報に係る加工方法等情報の			
漏えいが発生し、又は発生したおそれがある			
<u>事態</u>			
<u>4</u> 正会員は、第1項及び第2項に規定する事態	(新 設)		
が発覚した場合は、当該事態の内容等に応じて、			
次に掲げる事項について必要な措置を講じなけ			
ればならない。			
(1) 事業所内部における報告及び被害の拡大防			
<u>ır</u>			
(2) 事実関係の調査及び原因の究明			
(3) 影響範囲の特定			
(4) 再発防止策の検討及び実施			
また、当該事態の内容等に応じて、二次被害			
の防止、類似事案の発生回避等の観点から、当			
該事態の事実関係及び再発防止策等について、			
速やかに公表することとする。			
5 上記以外の事項については、個人情報の保護	(新 設)		
に関する法律についてのガイドライン(通則編)			
の例による(施行規則第7条各号関係に限る。)。			
(仮名加工情報についての本指針の適用関係)	_(新_ 設)_	(1) 正会員において、仮名加工情報の作成の元となっ	_(新 設)_
第 22条の 2 仮名加工情報(個人情報であるも		た個人情報や当該仮名加工情報に係る削除情報(※)	
<u>のに限る。以下この項において同じ。)に関す</u>		を保有している等により、当該仮名加工情報が「他の	
<u>る本指針の適用については、次のとおりとする。</u>		情報と容易に照合することができ、それにより特定の	
(1) 第5条の規定にかかわらず、法令に基づく		個人を識別することができる」状態にある場合には、	
場合を除くほか、第3条第1項の規定により特		当該仮名加工情報は、「個人情報」(第2条第1号)に	
定された利用目的の達成に必要な範囲を超え		<u> 該当する。</u> 	
て、仮名加工情報を取り扱ってはならない。		※「削除情報等」とは、仮名加工情報の作成に用いられ	
(2) 仮名加工情報についての第8条の規定の		<u>た個人情報から削除された記述等及び個人識別符号並</u>	
適用については、同条第1項及び第3項中「本		びに保護法第41条第1項により行われた加工の方法に	
人に通知し、又は公表し」とあるのは「公表し」		関する情報をいう。	
と、同条第4項第1号から第3号までの規定中		(2) 仮名加工情報(個人情報であるものに限る)につ	
「本人に通知し、又は公表する」とあるのは「公		いては、基本的に個人情報に適用される規律が適用さ	
表する」とする。		れるが、保護法に以下の規定があることに留意する。	
(3) 正会員は、仮名加工情報である個人データ		①利用目的による制限(保護法第41条第3項)	

個人情報の保護に関する指	· ·台	解説	
新	旧	新	旧
及び削除情報等を利用する必要がなくなったと		②通知・公表等の義務(保護法第41条第4項)	
きは、当該個人データ及び削除情報等を遅滞な		③不要情報を消去する努力義務等 (保護法第41条第5項)	
<u>く消去するよう努めなければならない。この場</u>		④個人データの第三者提供に係る制限(保護法第41条第	
合においては、第9条の規定は、適用しない。		_6項)	
(4) 正会員は、第13条第1項及び第2項並び		(3) 仮名加工情報(個人情報であるもの)、仮名加工	
に第13条の2第1項の規定にかかわらず、法令		情報である個人データ及び仮名加工情報である保有個	
<u>に基づく場合を除くほか、仮名加工情報である</u>		<u>人データの取扱いについては、次の規定が適用されな</u>	
個人データを第三者に提供してはならない。こ		<u>v</u> ,	
の場合において、第13条第4項第3号中「、本		①利用目的の変更(第3条第3項)	
人に 通知し、又は本人が容易に知り得る状態に		②本人からの開示等の請求等(第15条から第21条)	
置いて」とあるのは「公表して」と、同条第6		③漏えい等の報告等	
項中「本人に通知し、又は本人が容易に知り得		〔参照条文等〕保護法第41条、仮名加工・匿名加工G L	
<u>る状態に置かなければ」とあるのは「公表しな</u>		<u>2-2-1、仮名加工・匿名加工G L 2-2-3</u>	
ければ」と、第13条の3中「ただし、国内にあ			
<u>る第三者への提供においては、次の第1号から</u>			
第7号に該当する場合、記録の作成を要しない			
ものとする。また、外国にある第三者への提供			
においては、次の第1号から第4号に該当する			
場合」とあるのは、「次の第1号又は第5号か			
ら7号に掲げる場合」と第13条の4中「次に掲			
げる場合」とあるのは「次の第1又は第5号か			
<u>ら7号に掲げる場合」と読み替えるものとする。</u>			
(5) 仮名加工情報、仮名加工情報である個人デ			
<u>ータ及び仮名加工情報である保有個人データに</u>			
<u>ついては、第3条第3項、第14条から第20条及</u>			
び第22条の規定は、適用しない。			
2 仮名加工情報(個人情報であるものを除く。	_(新 設)_	(1) 正会員において、仮名加工情報の作成の元となっ	_(新 設)_
<u>以下この項において同じ。)に関する本指針の</u>		た個人情報や当該仮名加工情報に係る削除情報を保	
適用については、次のとおりとする。		有していない等により、当該仮名加工情報が「他の	
(1) 正会員は、法令に基づく場合を除くほか、		情報と容易に照合することができ、それにより特定	
仮名加工情報を第三者に提供してはならな		<u>の個人を識別することができる」状態にない場合に</u>	
<u> </u>		は、当該仮名加工情報は、「個人情報」(第2条第1	
(2) 第13条第4項及び第6項の規定は、仮名加		<u>号)に該当しない。</u>	
工情報の提供を受ける者について準用する。		(2) 仮名加工情報(個人情報であるものを除く) につい	
この場合において、同条第4項第3号中「本		ては、保護法第42条の規定により、以下の義務があ	
人に 通知し、又は本人が容易に知り得る状態		<u>ることに留意する。</u>	
<u>に置いて」とあるのは「公表して」と、同条</u>		① 第三者提供の制限(保護法第42条第1項)	

個人情報の保護	糞に関する指針	輝	説
新	Iβ	新	IĦ
第6項中「本人に通知し、又は本人が容易に		② 安全管理措置(保護法第42条第3項)	
知り得る状態に置かなければ」とあるのは「公		③ 従業者の監督(保護法第42条第3項)	
表しなければ」と読み替えるものとする。		④ 委託先の監督(保護法第42条第3項)	
(3) 第10条から第12条まで、及び第21条の規定		⑤ 苦情処理(保護法第42条第3項)	
は、正会員による仮名加工情報の取扱いにつ		_〔参照条文等〕保護法第42条、仮名加工・匿名加工G L	
<u>いて準用する。</u>		2-2-1, 2-2-4)	
(個人情報保護宣言の策定)	(個人情報保護宣言の策定)		
第23条 (略)	第23条 (同 左)	(1)・(2) (略)	(1)・(2) (同 左)
2 個人情報保護宣言には、例えば、以下の内容	 2 個人情報保護宣言には、例えば、以下の内容	〔参照条文等〕 保護法第21条 、 第32条、 基本方針、 金融	〔参照条文等〕 保護法第 18 条、第 27 条 、基本方針、 金
を記載することとする。	を記載することとする。	分野GL第20条	<u>融分野GL第18条</u>
(1) (略)	(1) (同 左)	(3)・(4) (略)	(3)・(4) (同 左)
(2) 保護法第21条における利用目的の通知・公	(2) <u>保護法第18条</u> における利用目的の通知・公		
表等の手続についての分かりやすい説明	表等の手続についての分かりやすい説明		
(3) 保護法第32条における開示等の手続等、個	(3) 保護法第27条 における開示等の手続等、個		
人情報保護の取扱いに関する諸手続について	人情報保護の取扱いに関する諸手続について		
の分かりやすい説明	の分かりやすい説明		
(4) (略)	(4) (同 左)		
3 個人情報保護宣言には、消費者等、本人の権	3 個人情報保護宣言には、 <u>消費者等、</u> 本人の権		
利利益保護の観点から、事業活動の特性、規模	利利益保護の観点から、事業活動の特性、規模		
及び実態に応じて、次に掲げる点を考慮した記	及び実態に応じて、次に掲げる点を考慮した記		
述をできるだけ盛り込むよう努めるものとす	述をできるだけ盛り込むよう努めるものとす		
る。	る。		
(1) ~ (4) (略)	(1)~(4) (同 左)		
4 個人情報保護宣言は、投資者等、本人がこれ	(新 設)	(3)表示の工夫としての例	_(新 設)_
を適切に理解した上で自らの判断により選択の		・階層構造(要点を複数の項目にまとめ各項目を選択す	
機会を行使することができるような表示等によ		<u>ると詳細な内容が見られる構造をいう。)による表示</u>	
り構成するのが望ましい。		・アイコン、イラスト、動画等の視覚的ツールの活用	
		<u>・ポップアップによる同意取得</u>	
(指針の見直し)	(指針の見直し)		
第24条 (略)	第24条 (同 左)	(略)	(同 左)
(本会への報告等)	(本会への報告等)		
第 25 条 (略)	(同 左)	〔参照条文等〕 保護法第54条	〔参照条文等〕 保護法第 53 条
附則		附則	
この改正は、令和4年4月21日から実施する。		この改正は、令和4年4月21日から実施する。	